

◆ 第 1 部 ◆

出入国管理をめぐる近年の状況

第1章 外国人の出入国の状況

第1節 外国人の出入国者数の推移

① 外国人の入国

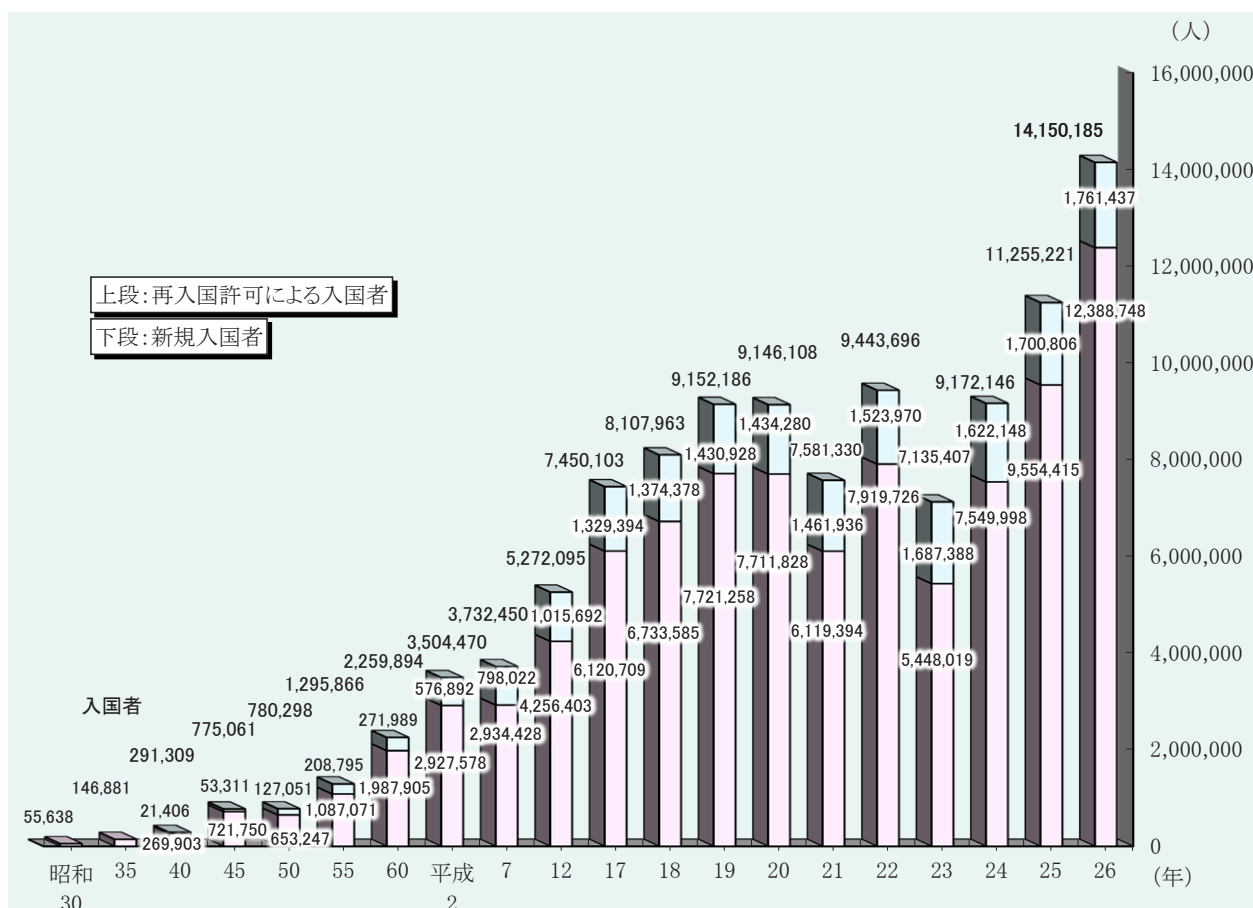
(1) 入国者数

我が国への外国人入国者数は、出入国管理に関する統計を取り始めた昭和25年は約1万8千人とわずかであったが、27年4月28日に「日本国との平和条約」（昭和27年条約第5号）が発効したことに伴って我が国が完全な主権を回復し、出入国管理令に基づいて入国の許可を決することとなり、また、その後、航空機の大型化、ジェット化が進むなど国際輸送手段の整備による外国渡航の割安感、便利さの高まりによりほぼ一貫して増加の途をたどり、53年には100万人、59年には200万人、平成2年には300万人、8年には400万人、12年には500万人、19年には900万人をそれぞれ突破した。平成26年は、25年の1,125万5,221人と比べ289万4,964人（25.7%）増の1,415万185人と、大幅に増加し、過去最高を記録している。

平成26年における外国人入国者数1,415万185人のうち「新規入国者」数は1,238万8,748人で、25年の955万4,415人と比べ283万4,333人（29.7%）増加し、「再入国者」数は176万1,437人で、25年の170万806人と比べ6万331人（3.6%）増加している。

円安傾向が継続していることや、官民一体となった観光立国実現に向けた取組が観光客の増加を促し、外国人入国者数全体の増加につながった要因と考えられる（図1）。

図1 外国人入国者数の推移

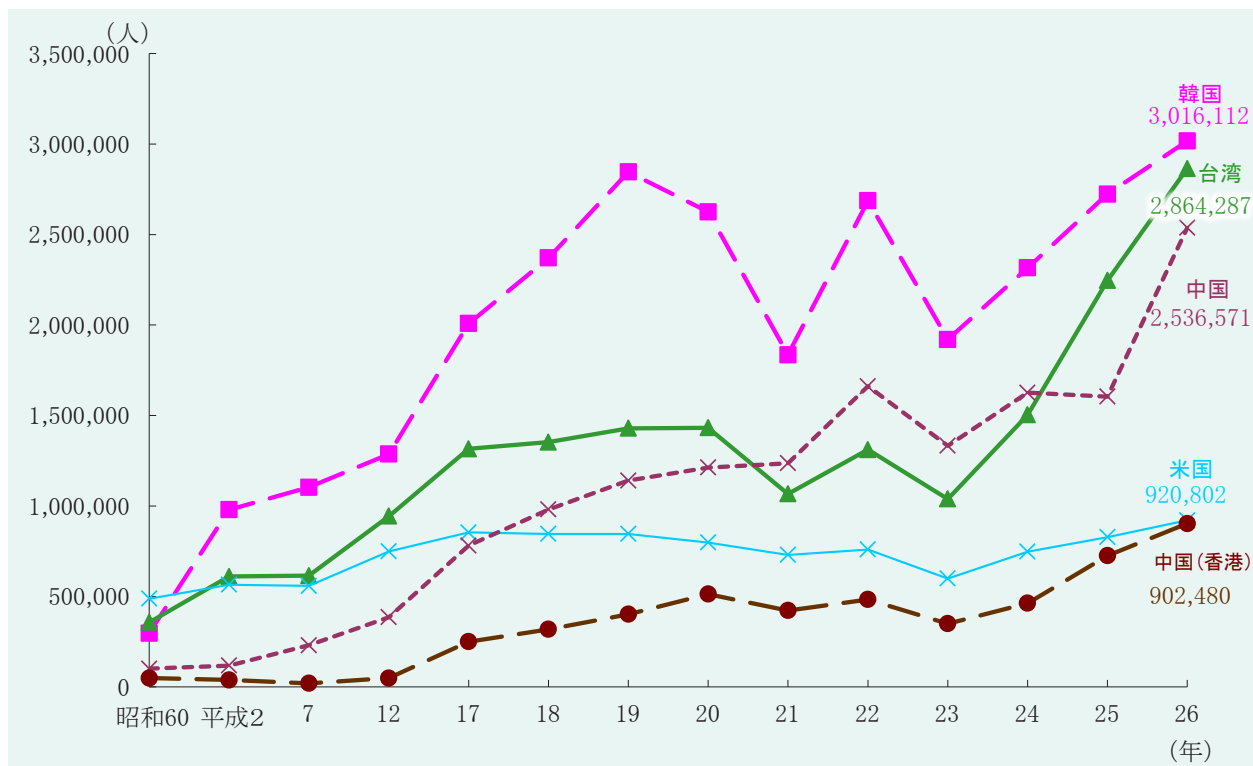


(注) 昭和30年及び35年は、入国者の内訳を算出していない。

(2) 国籍・地域別

平成26年における外国人入国者数を国籍・地域別に見ると、韓国が301万6,112人と最も多く、入国者数全体の21.3%を占めている。以下、台湾286万4,287人（20.2%）、中国253万6,571人（17.9%）、米国92万802人（6.5%）、中国（香港）90万2,480人（6.4%）の順となっている（注）。このうち、近隣の国・地域である韓国、台湾、中国の3か国・地域で入国者数全体の59.5%と半数以上を占めており、また、上位5か国・地域で全体の72.4%を占めている（図2）。

図2 主な国籍・地域別入国者数の推移



上位5か国・地域について、平成25年と26年で入国者数を比較すると、中国が93万1,950人（58.1%）増、台湾が61万8,744人（27.6%）増、中国（香港）が17万7,089人（24.4%）増、米国が9万3,148人（11.3%）増、韓国が29万3,028人（10.8%）増と全ての国・地域において増加している。

（注） 出入国関係の統計においては、中国本土を「中国」、台湾を「台湾」と記載している。また、香港については、中国国籍を有する者で中国香港特别行政区旅券（SAR（Special Administrative Region）旅券）を所持する者（有効期間内の旧香港政庁発給の身分証明書を所持する中国国籍者を含む。）を「中国（香港）」、香港の居住権を有する者で英国政府の発給した香港英国海外国民旅券（BNO（British National Overseas）旅券：香港居住者のみを対象とする英国旅券）を所持する者（有効期間内（1997年6月30日以前）に旧香港政庁発給の英国（香港）旅券を所持し入国した者を含む。）を「英国（香港）」と記載している。BNO旅券は更新発給が制限されており、順次SAR旅券に移行している。

他方、在留外国人関係の統計においては、平成23年までの外国人登録者数の「中国」は台湾を含んだ数であり、24年以降の在留外国人数（中長期在留者（後記資料編1第4節1参照）と特別永住者の合計）の「中国」は、「台湾」のうち既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。また、BNO旅券所持者は「英国」に含まれている。

また、中国（その他）とは、中国国籍を有する者で、中国及び中国（香港）を除く政府（例えば、シンガポール、マレーシア等）が発給した身分証明書等を所持する者をいう。

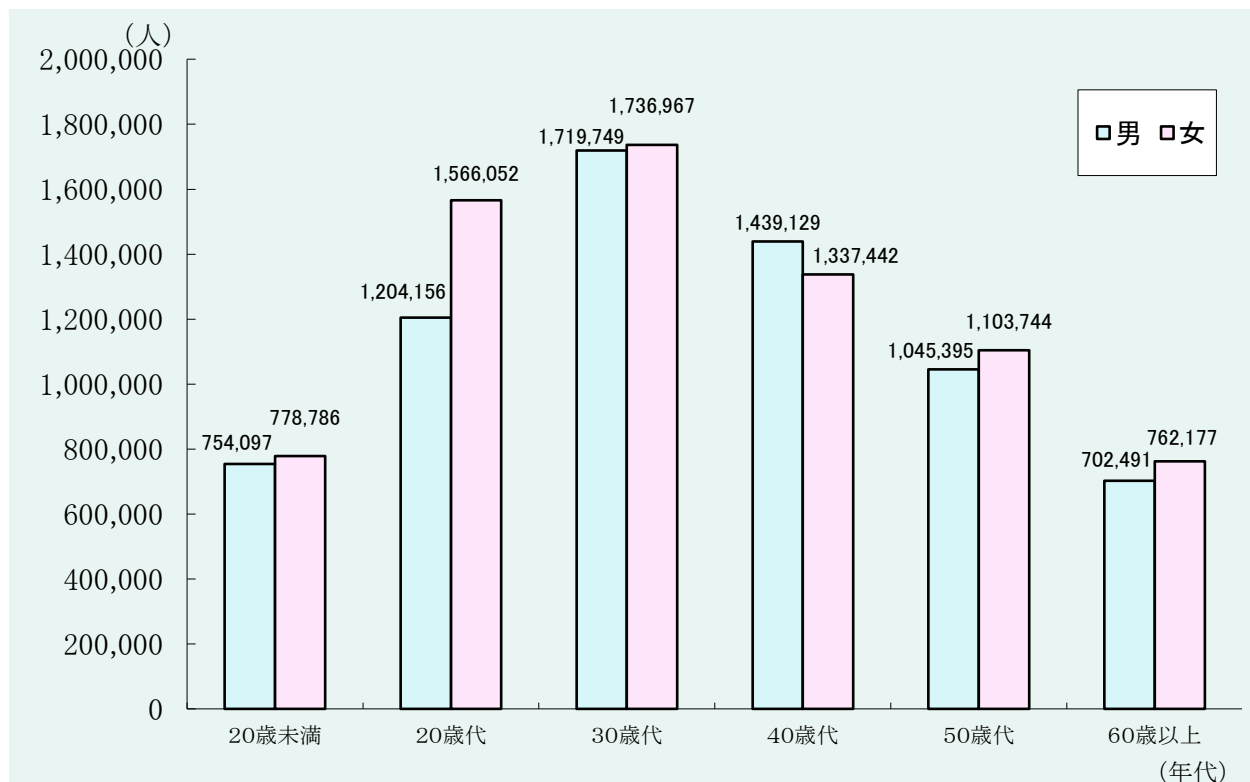
なお、在留外国人数の統計上、韓国人・朝鮮人については、「韓国・朝鮮」として一括集計している。

(3) 男女別・年齢別

平成26年における外国人入国者数について男女別に見ると、男性686万5,017人、女性728万5,168人であり、男女比率は、男性が全体の48.5%、女性が51.5%となっており、女性が男性を若干上回っている。

次に、年齢別に見ると、30歳代が最も多く、入国者数全体の24.4%となっている。さらに、年齢別の男女構成比で見ると、40歳代を除き、女性の比率が高いことが特徴的である（図3）。

図3 男女別・年齢別外国人入国者数（平成26年）



(4) 目的（在留資格）別

平成26年における新規入国者数は1,238万8,748人で、これを目的（在留資格）別に見ると、「短期滞在」が1,205万2,223人で最も多く、新規入国者数全体の97.3%を占めており、次いで、「留学」8万2,460人（0.7%）、「技能実習1号口」7万6,139人（0.6%）、「興行」3万5,253人（0.3%）の順となっている（表1）。

表1 在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 22	23	24	25	26
総 数		7,919,726	5,448,019	7,549,998	9,554,415	12,388,748
外 交		11,167	9,678	10,977	10,215	9,056
公 用		27,000	19,563	26,991	26,131	23,844
教 授		2,639	2,420	2,595	2,662	2,709
芸 術		256	221	281	315	327
宗 教		713	737	737	1,291	923
報 道		136	59	51	46	66
投 資 ・ 経 営		896	838	820	632	984
法 律 ・ 会 計 業 務		3	4	4	-	3
医 療		2	7	9	11	27
研 究		528	423	438	437	429
教 育		2,339	2,540	2,312	2,366	2,526
技 術		2,852	4,178	5,216	5,387	7,662
人 文 知 識 ・ 国 際 業 務		4,113	4,658	4,993	5,354	6,608
企 業 内 転 勤		5,826	5,348	6,126	6,245	7,209
興 行		28,612	26,112	34,969	37,096	35,253
技 能		3,588	4,178	4,910	2,030	2,360
技 能 実 習 1 号 イ		2,282	5,178	5,876	5,585	6,377
技 能 実 習 1 号 ロ		23,720	60,847	62,039	61,841	76,139
技 能 実 習 2 号 イ		-	-	4	-	2
技 能 実 習 2 号 ロ		-	227	49	17	15
文 化 活 動		3,159	2,729	3,104	2,947	3,230
短 期 滞 在		7,632,536	5,180,961	7,246,072	9,247,673	12,052,223
留 学		63,478	49,936	57,579	70,007	82,460
研 修		51,725	16,079	17,957	16,486	16,162
家 族 滞 在		19,486	18,165	20,653	19,028	20,429
特 定 活 動		11,972	12,954	12,659	10,711	10,661
日 本 人 の 配 偶 者 等		11,452	10,766	10,855	9,244	9,114
永 住 者 の 配 偶 者 等		1,068	1,392	1,877	1,870	2,039
定 住 者		8,178	7,811	9,845	8,788	9,911
一 時 庇 護		-	10			

(注1) 平成22年7月1日から「技能実習（1号イ，ロ，2号イ，ロ）」が新設された。

(注2) 平成22年7月1日から「就学」の在留資格が「留学」へ一本化されたことから、平成22年は「留学」と「就学」を合算した数である。

(注3) 平成24年から、「一時庇護」は特例上陸許可件数として計上することとしたため、本表からは除外した（表2参照）。

(注4) 法改正により、平成27年4月1日以降、「投資・経営」の在留資格は「経営・管理」に、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

ア 「短期滞在」

平成26年における「短期滞在」の在留資格による新規入国者数について、更に詳細に見ると、観光を目的とした外国人は984万5,557人で、「短期滞在」の在留資格による新規入国者数全体の81.7%を占め、25年の77.4%と比べ、その割合が高くなっていることがうかがえる（図4）。これは、円安傾向が継続していることに加え、ASEAN5か国に対する査証免除及び査証緩和措置、格安航空会社（LCC）を含む航空会社における日本とASEAN諸国を結ぶ路線の相次ぐ就航など、官民一体となった観光立国実現に向けた取組が観光客の増加を促したものと見ることができる。

なお、観光を目的とした新規入国者数について国籍・地域別に見ると、台湾が262万5,017人（26.7%）と平成25年に引き続き最も多く、以下、韓国213万2,210人（21.7%）、中国142万5,649人（14.5%）、中国（香港）85万5,567人（8.7%）の順となっているところ、26年はASEAN諸国であるタイが57万9,652人（5.9%）と5位になったことが特徴的である（図5）。

図4 「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移

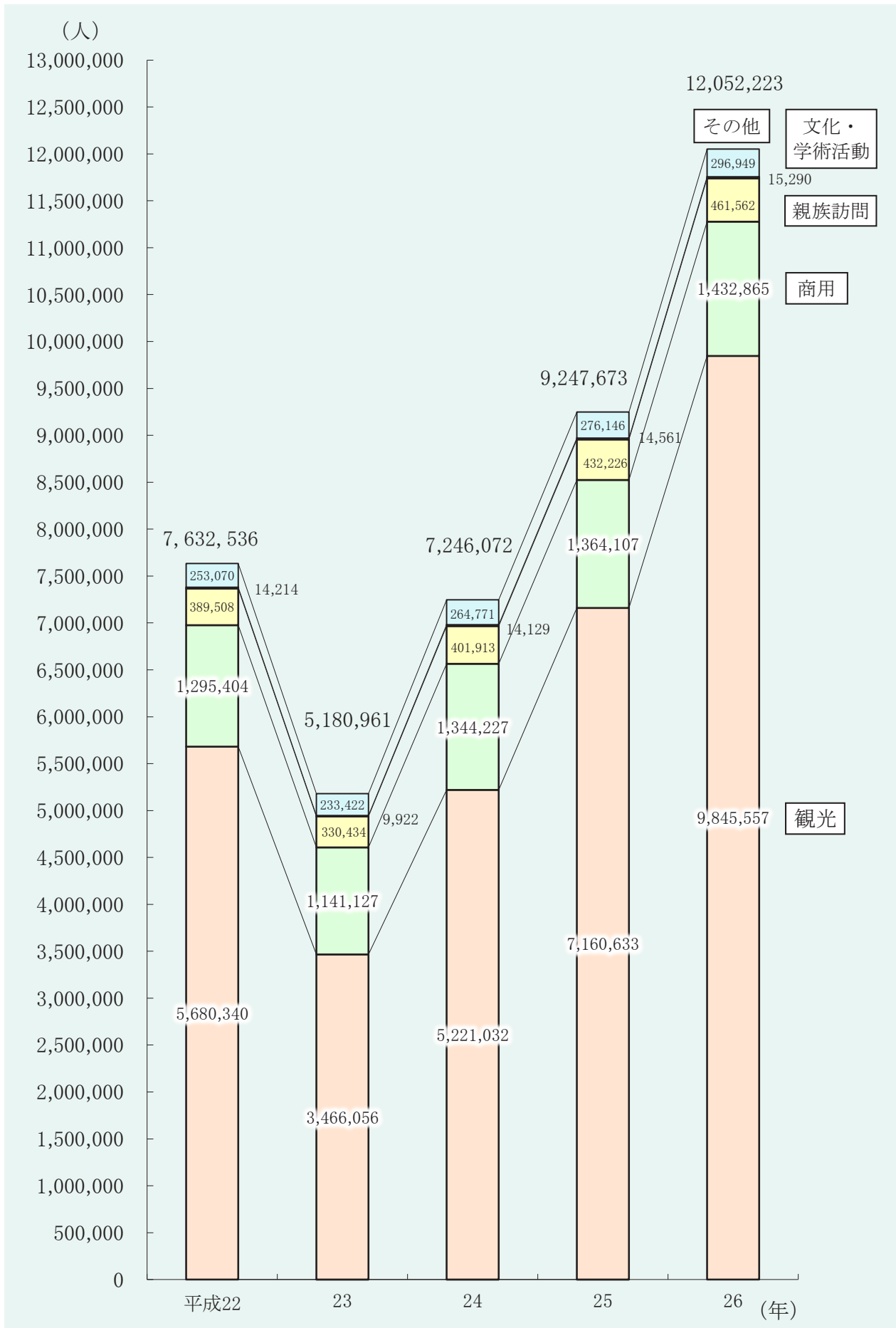
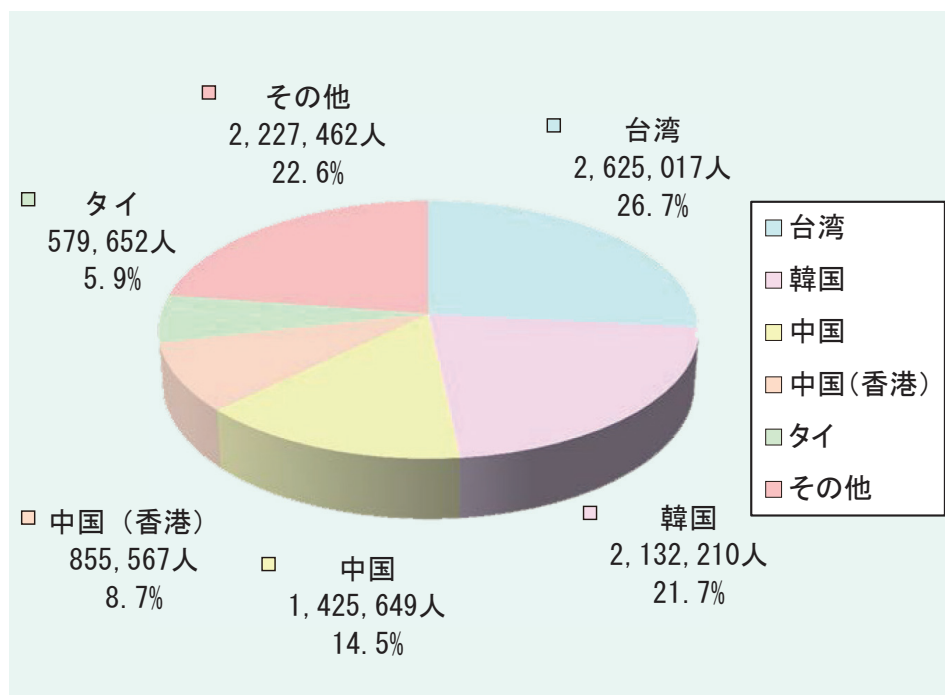


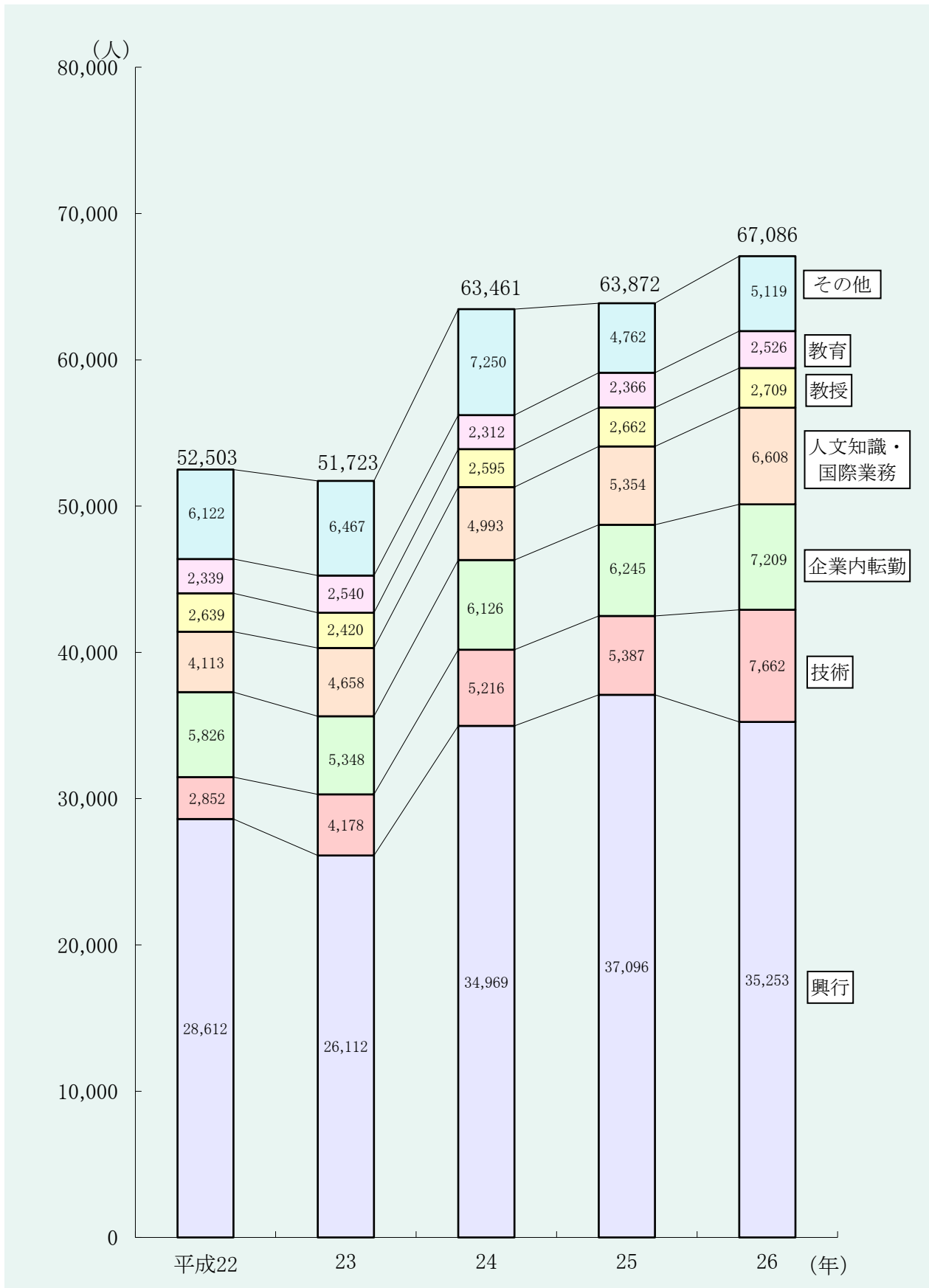
図5 観光を目的とした国籍・地域別新規入国者数（平成26年）



イ 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人

平成26年における専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格（入管法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。）による新規入国者数は6万7,086人であり、25年と比べ3,214人（5.0%）増加している（図6）。

図6 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移



(注1) 法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。

(注2) 法改正により、平成27年4月1日以降、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格へ一本化されている。

平成26年における新規入国者数全体に占める、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の割合は0.5%である。

以下、就労を目的とする外国人のうち、特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

a 「技術」、「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」（資料編5統計（1）2－1，3－1，4－1）

一般企業で就労する外国人社員に相当する在留資格での平成26年における新規入国者数は、「技術」7,662人、「人文知識・国際業務」6,608人、「企業内転勤」7,209人の計2万1,479人となっており、25年と比べ、「技術」は2,275人（42.2%）、「人文知識・国際業務」は1,254人（23.4%）、「企業内転勤」は964人（15.4%）増加している。

「技術」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、中国2,495人（32.6%）、インド1,478人（19.3%）、ベトナム1,116人（14.6%）、フィリピン510人（6.7%）の順となっており、これら4か国で「技術」の在留資格による新規入国者数全体の73.1%を占めている。なお、平成20年のリーマン・ショック、21年の世界的な景気後退の影響もあり、「技術」の在留資格による新規入国者数は一時的に減少していたが、23年から増加に転じ、近年、増加傾向で推移している。

また、「人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数について見ると、中国1,264人（19.1%）、米国1,175人（17.8%）、韓国753人（11.4%）の順となっており、中国が米国を抜いて1位となったことが特徴的である。

さらに、「企業内転勤」の在留資格による新規入国者数について見ると、中国2,433人（33.7%）、インド760人（10.5%）、フィリピン698人（9.7%）、韓国514人（7.1%）の順となっており、インドの新規入国者数が25年と比べ195人（34.5%）増と大幅に増加していることが特徴的である。

b 「興行」（資料編5統計（1）5－1）

「興行」の在留資格による新規入国者数は、平成22年以降増減を繰り返しており、26年は25年と比べ1,843人（5.0%）減少の3万5,253人となっているものの、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中では最も大きな割合を占めている。

平成26年における「興行」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、米国6,498人（18.4%）、韓国5,893人（16.7%）、フィリピン3,149人（8.9%）、英国2,920人（8.3%）の順となっており、米国の新規入国者数が3年ぶりに韓国を上回ったことが特徴的である。

c 「技能」（資料編5統計（1）6－1）

外国特有の産業分野における熟練した職人等に付与される「技能」の在留資格による新規入国者数は、平成21年以降増減を繰り返しており、26年は25年と比べ330人（16.3%）増加の2,360人となった。

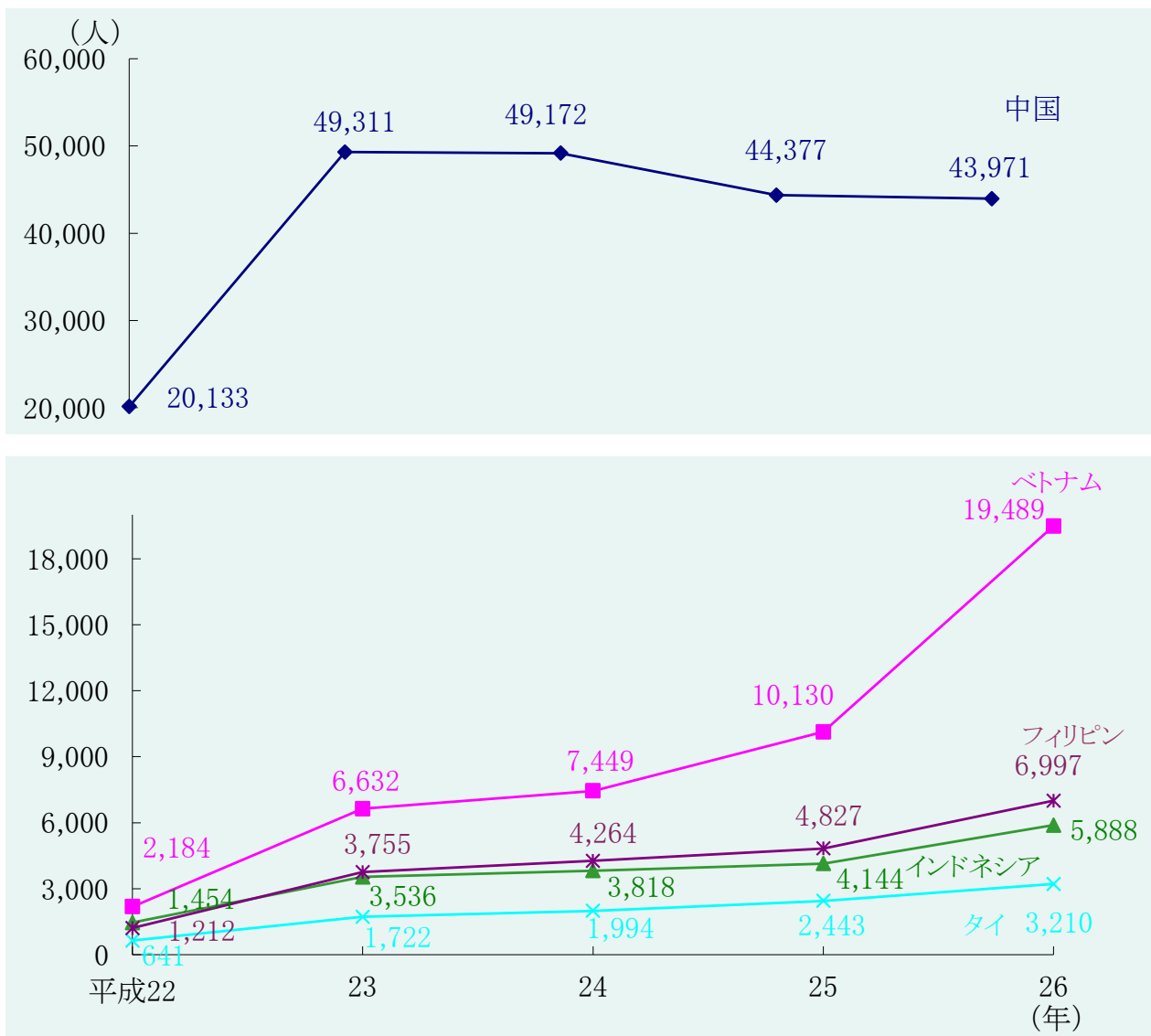
平成26年における「技能」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、ネパール927人（39.3%）、インド317人（13.4%）、中国311人（13.2%）、タイ171人（7.2%）の順となっており、これら4か国で「技能」の在留資格による新規入国者数全体の73.1%を占めている。

ウ 「技能実習1号」(資料編5統計(1)7-1)

平成26年における「技能実習1号」の在留資格による新規入国者数は8万2,516人であり、25年と比べ1万5,090人(22.4%)増加している。

国籍・地域別に見ると、中国が4万3,971人で全体の53.3%を占め、以下、ベトナム1万9,489人(23.6%)、フィリピン6,997人(8.5%)、インドネシア5,888人(7.1%)の順となっており、平成25年と比べ中国は406人(0.9%)減少、ベトナムは9,359人(92.4%)、フィリピンは2,170人(45.0%)、インドネシアは1,744人(42.1%)増加している(図7)。

図7 「技能実習1号」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移

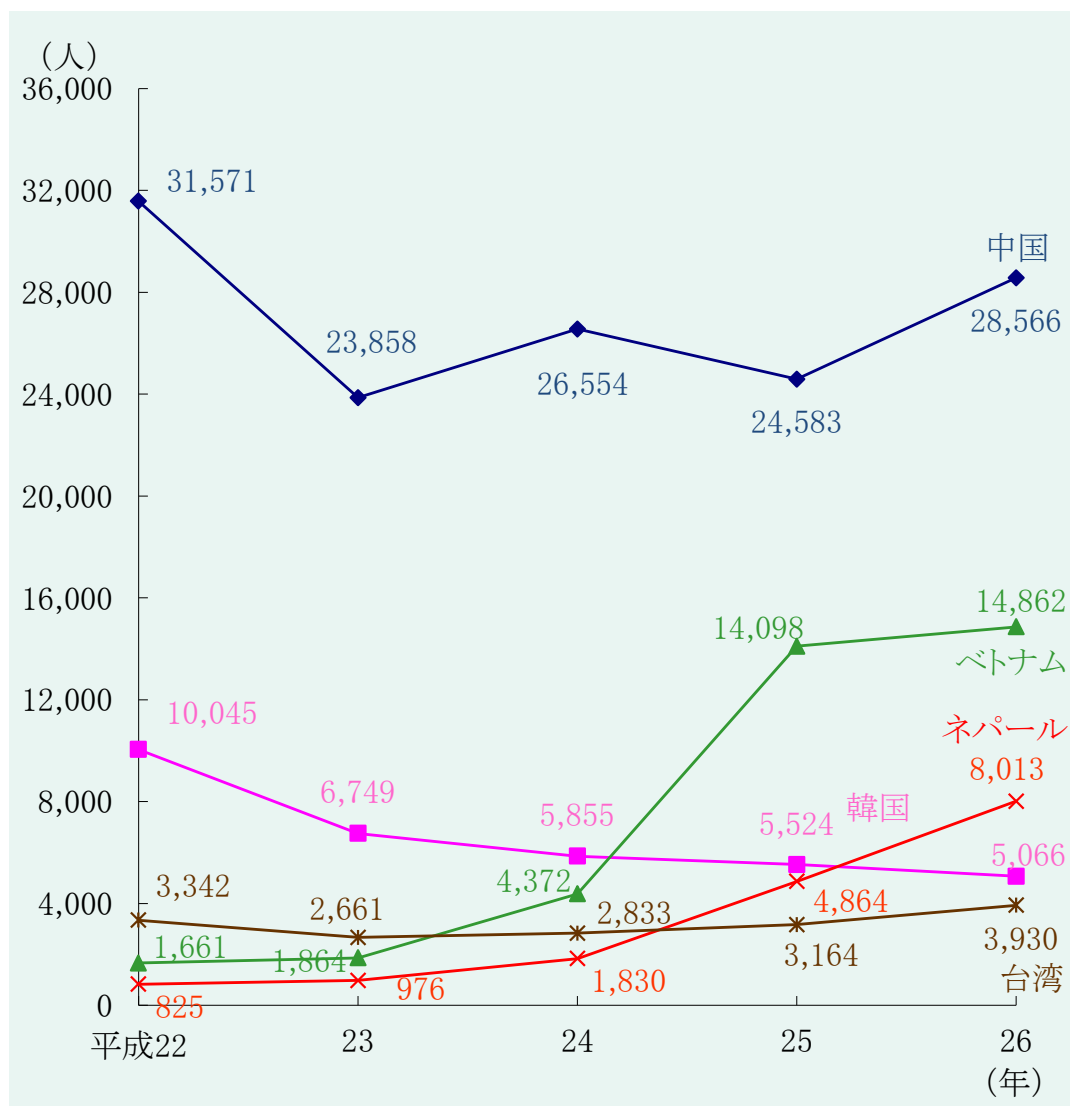


エ 「留学」(資料編5統計(1)9-1)

平成26年における「留学」の在留資格による新規入国者数は、25年と比べ1万2,453人(17.8%)増加の8万2,460人となっており、上位5か国・地域をアジアからの学生が占めている(73.3%)。

国籍・地域別に見ると、中国が2万8,566人で全体の34.6%を占めており、これにベトナム1万4,862人(18.0%)、ネパール8,013人(9.7%)と続いており、なかでもネパールは平成25年と比べ3,149人(64.7%)増と大幅に増加している(図8)。

図8 「留学」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移



(注) 平成22年7月1日から「就学」の在留資格が「留学」へ一本化されたことから、22年は「留学」と「就学」を合算した数である。

オ 身分又は地位に基づいて入国する外国人（資料編5統計（1）13－1，14－1）

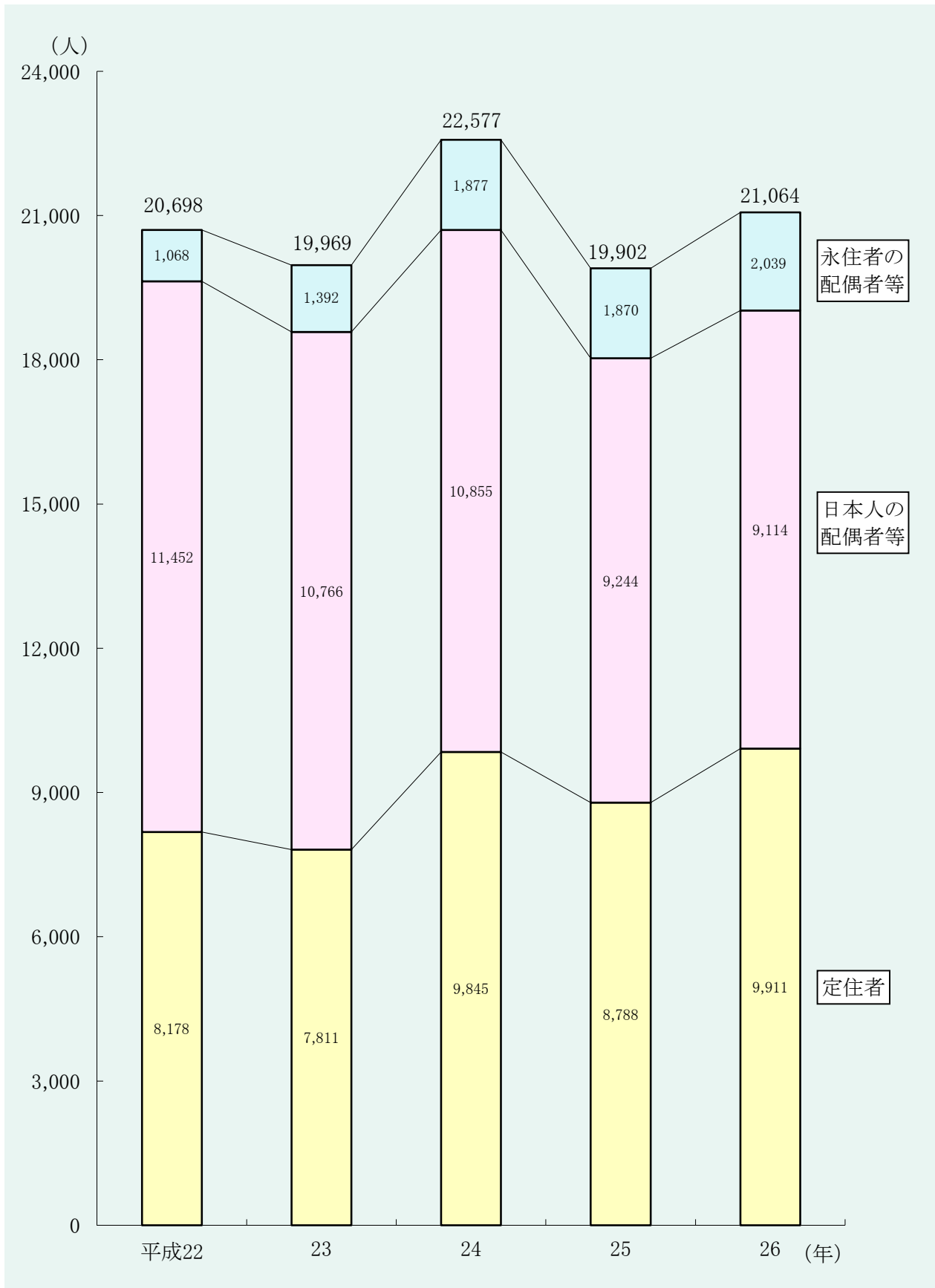
身分又は地位に基づいて入国する外国人の在留資格には、「日本人の配偶者等」，「永住者の配偶者等」及び「定住者」がある（「永住者」の在留資格は，外国人の入国時点で付与されることはない（入管法第7条第1項第2号）。）。

平成26年における「日本人の配偶者等」の在留資格による新規入国者数は9,114人，「永住者の配偶者等」の在留資格は2,039人となっており，25年と比べ「日本人の配偶者等」は130人（1.4％）減少し，「永住者の配偶者等」は169人（9.0％）増加している。

平成26年における「定住者」の在留資格による新規入国者数は9,911人で25年と比べ1,123人（12.8％）増加している。

「日本人の配偶者等」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると，中国が2,665人（29.2％）で最も多く，これにフィリピン2,118人（23.2％），ブラジル946人（10.4％）と続いている。また，「定住者」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると，ブラジルが3,265人（32.9％）で最も多く，これにフィリピン2,791人（28.2％），中国2,165人（21.8％）と続いている（図9）。

図9 身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移



② 特例上陸

平成26年における特例上陸の許可を受けた者の数は245万2,119人であり、25年と比べ28万7,007人（13.3%）増と大幅に増加している。

このうち、乗員上陸許可を受けた者の数は219万439人であり、特例上陸の許可を受けた者全体の89.3%と大部分を占め、寄港地上陸許可を受けた者の数が25万7,873人（10.5%）でこれに続いている（表2）。

表2 特例上陸許可件数の推移

(件)

区分	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	1,972,090	1,915,705	2,204,644	2,165,112	2,452,119
寄 港 地 上 陸		24,355	15,058	136,916	76,378	257,873
通 過 上 陸		458	2,296	2,862	2,571	3,372
乗 員 上 陸		1,946,807	1,897,714	2,064,409	2,085,701	2,190,439
緊 急 上 陸		381	351	370	318	360
遭 難 上 陸		89	286	82	142	74
一 時 庇 護 上 陸		(-)	(10)	5	2	1

(注) 平成24年から、一時庇護上陸は特例上陸許可件数として計上することとした。

以下では、特例上陸の許可を種類別に見ることとする。

(1) 寄港地上陸の許可

平成26年における寄港地上陸の許可を受けた者の数は25万7,873人であり、25年と比べ18万1,495人（237.6%）増と大幅に増加している。これは、平成26年におけるクルーズ船の我が国への寄港、特に中国を発着する数が増加し、これにより寄港地上陸許可の対象となるクルーズ船の乗客が増加したことの影響があったものと考えられる（後記第2部第4章第1節3参照）。

(2) 通過上陸の許可

平成26年における通過上陸の許可を受けた者の数は3,372人であり、25年と比べ801人（31.2%）増加している。

(3) 乗員上陸の許可

平成26年における乗員上陸の許可を受けた者の数は219万439人であり、25年と比べ10万4,738人（5.0%）増加している。

(4) 緊急上陸の許可

平成26年における緊急上陸の許可を受けた者の数は360人であり、25年と比べ42人（13.2%）増加している。

(5) 遭難による上陸の許可

平成26年における遭難による上陸の許可を受けた者の数は74人であり、25年と比べ68人（47.9%）減少している。

(6) 一時庇護のための上陸の許可

平成26年における一時庇護のための上陸の許可を受けた者の数は1人であり、25年と比べ1人(50.0%)減少している。

③ 外国人の出国

再入国許可を得て出国する者を除く、いわゆる「単純出国者」数は、平成26年では1,214万8,890人となっており、25年と比べ275万3,054人(29.3%)増加している。

このうち、滞在期間15日以内の出国者数は1,144万6,502人で、全体の94.2%と大部分を占め、さらに、3か月以内の出国者数で見ると1,199万2,187人で、全体の98.7%に及んでいる(表3)。

表3 滞在期間別外国人単純出国者数の推移

(人)

滞 在 期 間	年	平成 22	23	24	25	26
総 数		7,865,081	5,414,994	7,403,884	9,395,836	12,148,890
15 日以内		7,229,477	4,892,797	6,820,277	8,769,160	11,446,502
15 日を超えて 1 月以内		266,227	185,550	244,373	282,118	330,820
1 月を超えて 3 月以内		187,725	157,804	189,873	196,285	214,865
3 月を超えて 6 月以内		29,777	25,972	31,638	30,690	34,899
6 月を超えて 1 年以内		43,085	38,686	32,259	35,711	36,569
1 年を超えて 3 年以内		80,770	84,909	57,275	56,498	59,692
3 年を超える		24,976	26,308	26,879	24,374	24,476
不 詳		3,044	2,968	1,310	1,000	1,067

コラム 入管行政の最前線から（出入国審査担当入国審査官の声） （札幌入国管理局旭川出張所：上田智史）

私が所属する札幌入国管理局旭川出張所は、平成26年10月6日に開設されました。全国各地にある入国管理局の中で最も新しい出張所です。当所は、旭川市周辺に住む外国人の在留審査、留萌港や紋別港に入港する船舶の乗員の出入国審査、旭川空港における出入国審査の3つの業務を中心に、所長以下10名で対応しています。



その中でも、旭川空港での出入国審査が業務全体に占めるウェイトは大きく、国際線の新規就航や増便に伴い、外国人の入国者数は増加の一途を辿っており（平成24年：20,150人、平成25年：42,267人、平成26年：70,380人）、到着便の時刻に合わせて毎日、旭川市内中心部にある出張所から同市郊外にある旭川空港に赴いています。

旭川空港周辺は、日本最大の国立公園である大雪山連峰が連なり、丘陵一面に花畑が広がる富良野や美瑛といった著名な観光地があるなど、北海道の「大自然」というイメージを眼前に感じる空の玄関口です。外国人観光客も日本で楽しい時間を過ごすことを大変期待しているため、日本人の第一印象を決める上陸審査においては、その期待を裏切るような対応があってはなりません。当所では、審査は迅速かつ的確に行うことで待ち時間を短縮させ、案内はできるだけ外国人の母国語で、ゆっくりかつ丁寧に行うことでホスピタリティを向上させる取組を行っています。

一方で、上陸審査はテロリストや犯罪者の入国を阻止する水際対策としての一面もあります。これまで事前旅客情報システム（A P I S）を用いて、問題のある外国人のリストと乗客名簿との照合を行っていましたが、入管法の改正により、必要な場合には、航空会社に対して乗客予約記録（P N R）の報告を求めることが可能になり、上陸審査前により多くの情報を活用することが可能になりました。

しかし、事前の審査に問題がないからといって、例えば、観光客を装い就労目的を秘匿している者等、問題がある外国人がいないとは言い切れません。そのため一人一人に対して、基本に忠実な審査をこれからも続けていきたいと思っています。

第2節 上陸審判状況

① 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理

平成26年における口頭審理の新規受理件数（入国審査官が上陸を許可しなかった外国人を特別審理官に引き渡した件数）は7,567件であり、25年と比べ892件（13.4%）増加している。

その内訳を見ると、口頭審理に付された外国人の中で最も多いのは、不法就労等の違法な活動が目的であるにもかかわらず観光客等を装い上陸申請に及ぶなどの虚偽申請（入管法第7条第1項第2号不適合）が疑われる者で、このような事案は平成25年より464件（11.3%）増加し

て4,582件であり、新規受理件数の60.6%を占めている。次いで、偽変造旅券を行使して不法入国を企図するなどの有効な旅券・査証を所持していない（入管法第7条第1項第1号不適合）疑いがあるとの理由で引き渡された者は1,905件で、平成25年と比べ439件（30.0%）増加し、新規受理件数の25.2%を占めている。さらに、上陸拒否事由に該当する（入管法第7条第1項第4号不適合）疑いがあるとの理由で引き渡された者は1,072件で、平成25年と比べ19件（1.7%）減少し、新規受理件数の14.2%となっている。また、平成19年11月20日から義務付けられている入国審査官に対する個人識別情報の提供を拒んだ者（入管法第7条第4項該当者）の26年における特別審理官への引渡しは、25年と同様に0名であった（表4）。



上陸口頭審理風景

表4 上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移

(件)

上陸条件 \ 年	平成 22	23	24	25	26
総 数	7,365	10,954	8,087	6,675	7,567
偽変造旅券・査証行使事案等 （7条1項1号不適合）	1,116	1,526	1,583	1,466	1,905
虚偽申請等 （7条1項2号不適合）	5,105	8,633	5,473	4,118	4,582
申請に係る在留期間不適合 （7条1項3号不適合）	6	5	2	0	7
上陸拒否事由該当者 （7条1項4号不適合）	1,137	788	1,028	1,091	1,073
個人識別情報提供をしない者 （7条4項該当者）	1	2	1	0	0

平成26年における口頭審理の処理状況（注）を見ると、口頭審理の結果、上陸のための条件に適合していることが判明して上陸を許可した案件は2,255件で、25年と比べ168件（6.9%）減少している。

また、口頭審理における特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定に服して我が国からの退去を命じられた案件は2,730件で、平成25年と比べ651件（31.3%）増加している。上陸のための条件に適合していない旨の特別審理官の認定を不服として、法務大臣に対して異議を申し出た案件は2,161件で、平成25年と比べ342件（18.8%）増加している（表5）。

（注） 上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移（表4）の総数と口頭審理の処理状況の推移（表5）の総数が一致しない部分があるのは、年末に入国審査官から特別審理官に引き渡された場合、入国審査官から特別審理官に引き渡されてから口頭審理の処理までに年を越えることがあるためである。

表5 口頭審理の処理状況の推移

(件)

区分 \ 年	平成 22	23	24	25	26
総 数	7,304	10,993	8,109	6,677	7,567
上 陸 許 可	2,903	2,718	2,179	2,423	2,255
退 去 命 令	2,662	2,155	1,606	2,079	2,730
異 議 の 申 出	1,319	5,733	3,901	1,819	2,161
上 陸 申 請 取 下 げ	231	209	318	286	348
そ の 他	189	178	105	70	73

(注) 「その他」は、事件を他の地方入国管理官署に移管した数及び申請人が口頭審理中に申請中のまま出国等したため事件が終止・中止となった数等である。

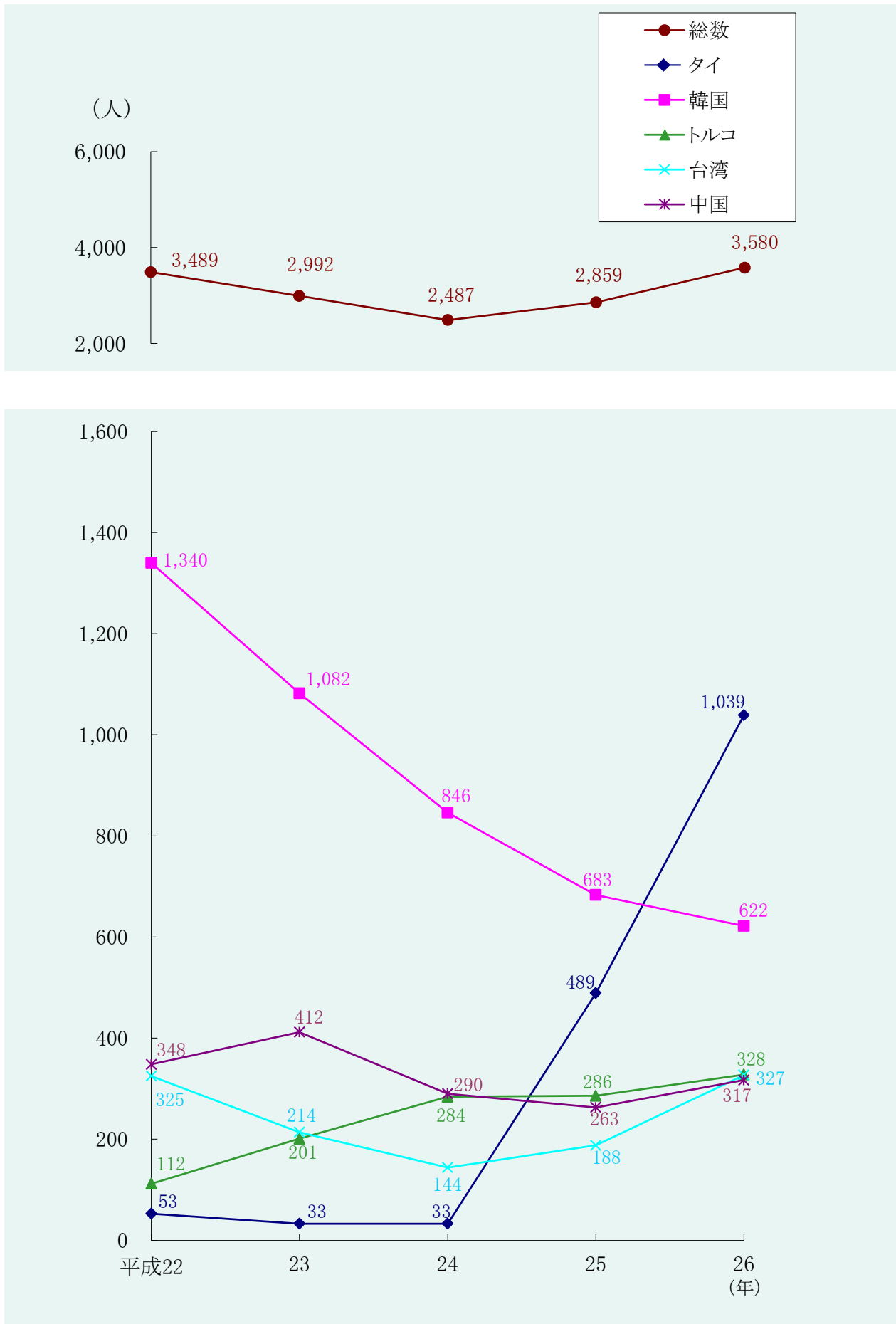
② 被上陸拒否者

被上陸拒否者とは、①口頭審理の結果、我が国からの退去を命じられた者、②法務大臣に対する異議申出の結果、我が国からの退去を命じられた者などである。

平成26年における被上陸拒否者数は3,580件で、25年と比べ721件（25.2%）増加している。

被上陸拒否者数を国籍・地域別に見ると、タイ1,039人（29.0%）、韓国622人（17.4%）、トルコ328人（9.2%）の順となっており、上位3か国で全体の55.6%を占めている（図10）。このうち、タイが大幅に増加しているのは、平成25年7月1日から査証緩和措置として15日以内の短期滞在について査証を免除したことの影響と思われる。

図10 主な国籍・地域別被上陸拒否者数の推移



③ 上陸特別許可

法務大臣が平成26年に上陸を特別に許可した件数は1,746件で、25年と比べ304件（21.1%）増加している（表6）。

表6 上陸審判の異議申出と裁決結果の推移

（件）

年 区分			平成 22	23	24	25	26
異 議 申 出（ 注 ）			1,326	5,754	3,910	1,871	2,179
裁 決 結 果	理由あり（上陸許可）		18	18	22	21	22
	理由なし	退 去	291	303	333	340	366
		上 陸 特 別 許 可	975	5,416	3,440	1,442	1,746
取 下 げ			21	8	63	50	33
未 済			21	9	52	18	12

（注）異議申出件数には前年未済の件数を含む。

第3節 入国事前審査状況

① 査証事前協議

査証事前協議の処理件数は、平成26年は4,741件で、25年と比べ106件（2.3%）増加している。

② 在留資格認定証明書

在留資格認定証明書交付申請の処理件数は、平成26年は29万119件で、25年と比べ7,691件（2.7%）増加している。

なお、査証事前協議と在留資格認定証明書の審査を合わせて入国事前審査というが、近年、在留資格認定証明書交付申請処理件数は一貫して入国事前審査処理件数全体の大部分を占めている（表7）。

表7 入国事前審査処理件数の推移

（件）

区分 \ 年		平成 22	23	24	25	26
査 証 事 前 協 議		4,882	4,403	4,910	4,635	4,741
在 留 資 格 認 定 証 明 書 交 付 申 請		248,523	238,270	266,273	282,428	290,119

（注）平成23年版及び平成24年版に掲載している本表「査証事前協議」の区分については、以下のとおり誤った数値（件数）が掲載されておりますのでご注意ください。

（正）平成22年 4,882 平成23年 4,403

（誤）平成22年 4,615 平成23年 6,325

第2章 外国人の在留の状況

第1節 在留外国人数

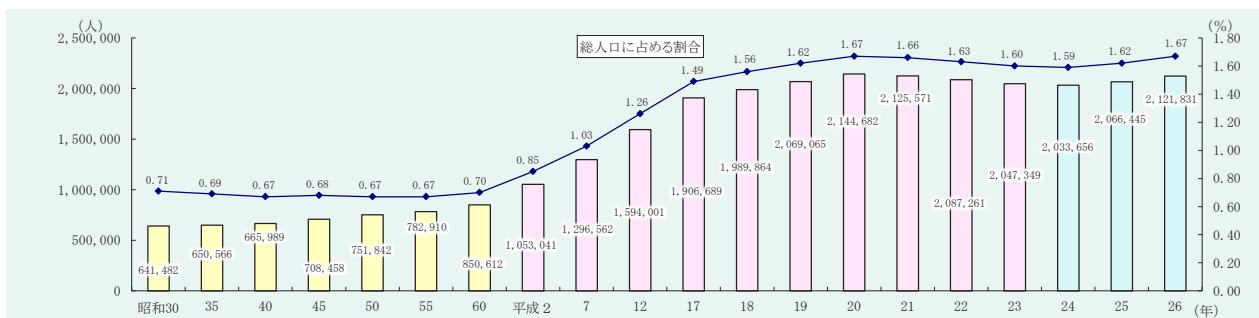
① 在留外国人数

外国人入国者数が外国人の「フロー」に関する統計であるとする、在留外国人数は、ある時点において外国人がどれだけ在留しているかを示す「ストック」に関する統計といえる。

我が国における平成26年末現在の中長期在留者（後記資料編1第4節1参照）数は176万3,422人、特別永住者数は35万8,409人で、これらを合わせた在留外国人数は212万1,831人であり、25年末現在と比べ5万5,386人（2.7%）増加している。

また、平成26年末現在における在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は、我が国の総人口1億2,708万3,000人に対し1.67%となっており、25年末の1.62%と比べ0.05ポイント高くなっている（図11）。

図11 在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移



（注1） 本数値は、各年12月末現在の統計である。

（注2） 昭和60年末までは、外国人登録者数、平成2年末から23年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、平成24年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人数である。

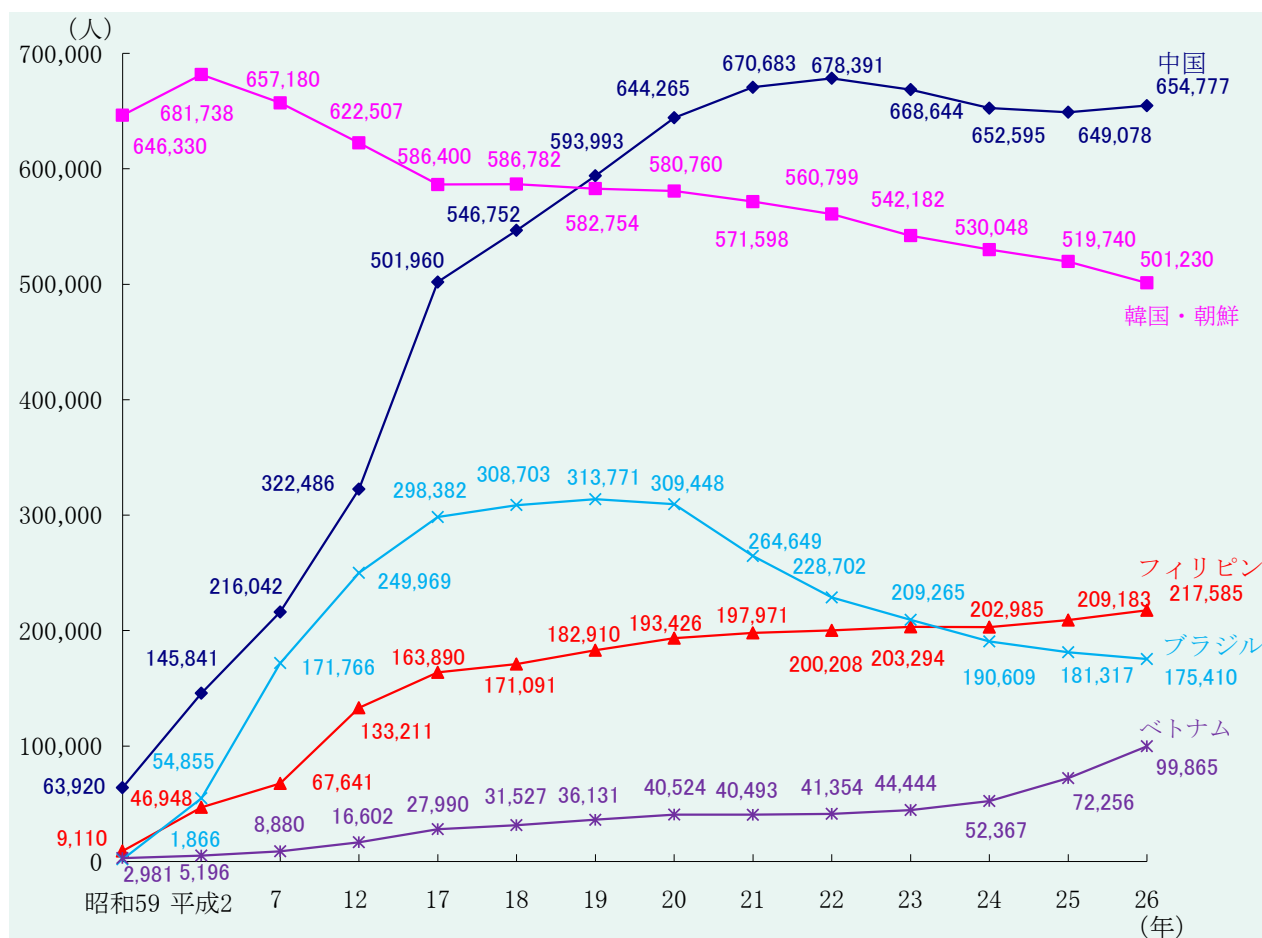
（注3） 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在の人口を基に算出した。

② 国籍・地域別

平成26年末現在における在留外国人数について国籍・地域別に見ると、中国が65万4,777人で全体の30.9%を占め、以下、韓国・朝鮮50万1,230人（23.6%）、フィリピン21万7,585人（10.3%）、ブラジル17万5,410人（8.3%）、ベトナム9万9,865人（4.7%）の順となっている。

年別の在留外国人数の推移を見ると、中国は平成23年以降減少傾向が続いていたが、26年末は25年末と比べ5,699人（0.9%）の増加に転じた。また、韓国・朝鮮は引き続き減少傾向にあり、平成26年末は25年末と比べ1万8,510人（3.6%）の減少となった。このほか、フィリピンは、平成26年末は25年末と比べ8,402人（4.0%）の増加、ブラジルは19年末にピークとなって以来減少傾向が続いており、26年末は25年末と比べ5,907人（3.3%）減少、他方、ベトナムは22年以降増加を続けており、26年末は25年末に比べ2万7,609人（38.2%）増と大幅に増加している（図12）。

図12 主な国籍・地域別在留外国人数の推移



(注1) 平成23年末までは外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格及び特別永住者の数、平成24年末以降は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人数である。

(注2) 平成23年末までの「中国」は台湾を含んだ数であり、平成24年末以降の「中国」は台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた者を除いた数である。

③ 目的(在留資格)別

(1) 「永住者」・「特別永住者」(資料編5統計(1)12)

平成26年末現在の在留外国人数のうち最も多いのは、「永住者」(特別永住者を除く。)で、25年末と比べ2万1,704人(3.3%)増加の67万7,019人であり、全体の31.9%を占めている(表8)。

表8 在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格		年	平成 22	23	24	25	26
計 (①)			2,087,261	2,047,349	2,033,656	2,066,445	2,121,831
中長期在留者に該当し得る在留資格	教 授		8,050	7,859	7,787	7,735	7,565
	芸 術		480	461	438	432	409
	宗 教		4,232	4,106	4,051	4,570	4,528
	報 道		248	227	223	219	225
	投 資 ・ 経 営		10,908	11,778	12,609	13,439	15,184
	法 律 ・ 会 計 業 務		178	169	159	149	143
	医 療		265	322	412	534	695
	研 究		2,266	2,103	1,970	1,910	1,841
	教 育		10,012	10,106	10,121	10,076	10,141
	技 術		46,592	42,634	42,273	43,038	45,892
	人文知識・国際業務		68,467	67,854	69,721	72,319	76,902
	企 業 内 転 勤		16,140	14,636	14,867	15,218	15,378
	興 行		9,247	6,265	1,646	1,662	1,967
	技 能		30,142	31,751	33,863	33,425	33,374
	技 能 実 習 1 号 イ		2,707	3,991	4,121	3,683	4,371
	技 能 実 習 1 号 ロ		47,716	57,187	59,160	57,997	73,145
	技 能 実 習 2 号 イ		1,848	2,726	2,869	2,788	2,553
	技 能 実 習 2 号 ロ		47,737	78,090	85,327	90,738	87,557
	文 化 活 動		2,637	2,209	2,320	2,379	2,614
	留 学		201,511	188,605	180,919	193,073	214,525
	研 修		9,343	3,388	1,804	1,501	1,427
	家 族 滞 在		118,865	119,359	120,693	122,155	125,992
	特 定 活 動		72,374	22,751	20,159	22,673	28,001
	永 住 者		565,089	598,440	624,501	655,315	677,019
	日本人の配偶者等		196,248	181,617	162,332	151,156	145,312
	永住者の配偶者等		20,251	21,647	22,946	24,649	27,066
	定 住 者		194,602	177,983	165,001	160,391	159,596
特 別 永 住 者			399,106	389,085	381,364	373,221	358,409

中長期在留者に該当し得ない在留資格 (②)	46,890	31,159
短 期 滞 在	29,093	23,978
未 取 得 者	9,874	3,506
一 時 庇 護	30	29
そ の 他	7,893	3,646

外国人登録者数 (① + ②)	2,134,151	2,078,508
-------------------	-----------	-----------

(注1) 平成24年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人数である。

(注2) 法改正により、平成27年4月1日以降、「投資・経営」の在留資格は「経営・管理」に、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

「永住者」について平成22年末から26年末までの推移を見ると、一貫して増加しており、26年末には、22年末の56万5,089人と比べ11万1,930人（19.8%）増加している。

また、「永住者」を国籍・地域別に見ると、平成26年末では、中国が21万5,155人と最も多く、以下、フィリピン、ブラジル、韓国・朝鮮、ペルーの順となっている。

一方、平成18年まで最大構成比を占めていた特別永住者数は、年々減少しており、在留外国人数に占める割合も、それに伴い減少している。より長期的な期間の推移を見ると、「特別永住者」の地位に相当する外国人の割合は、戦後間もなくから昭和30年代までは90%近くを占めていたが、「特別永住者」の数自体が減少していることに加え、様々な目的を持って新たに来日した外国人（いわゆるニューカマー）の増加により、在留外国人全体に占める割合が低下傾向にあり、日本社会における在留外国人をめぐる状況の変遷を如実に表している。

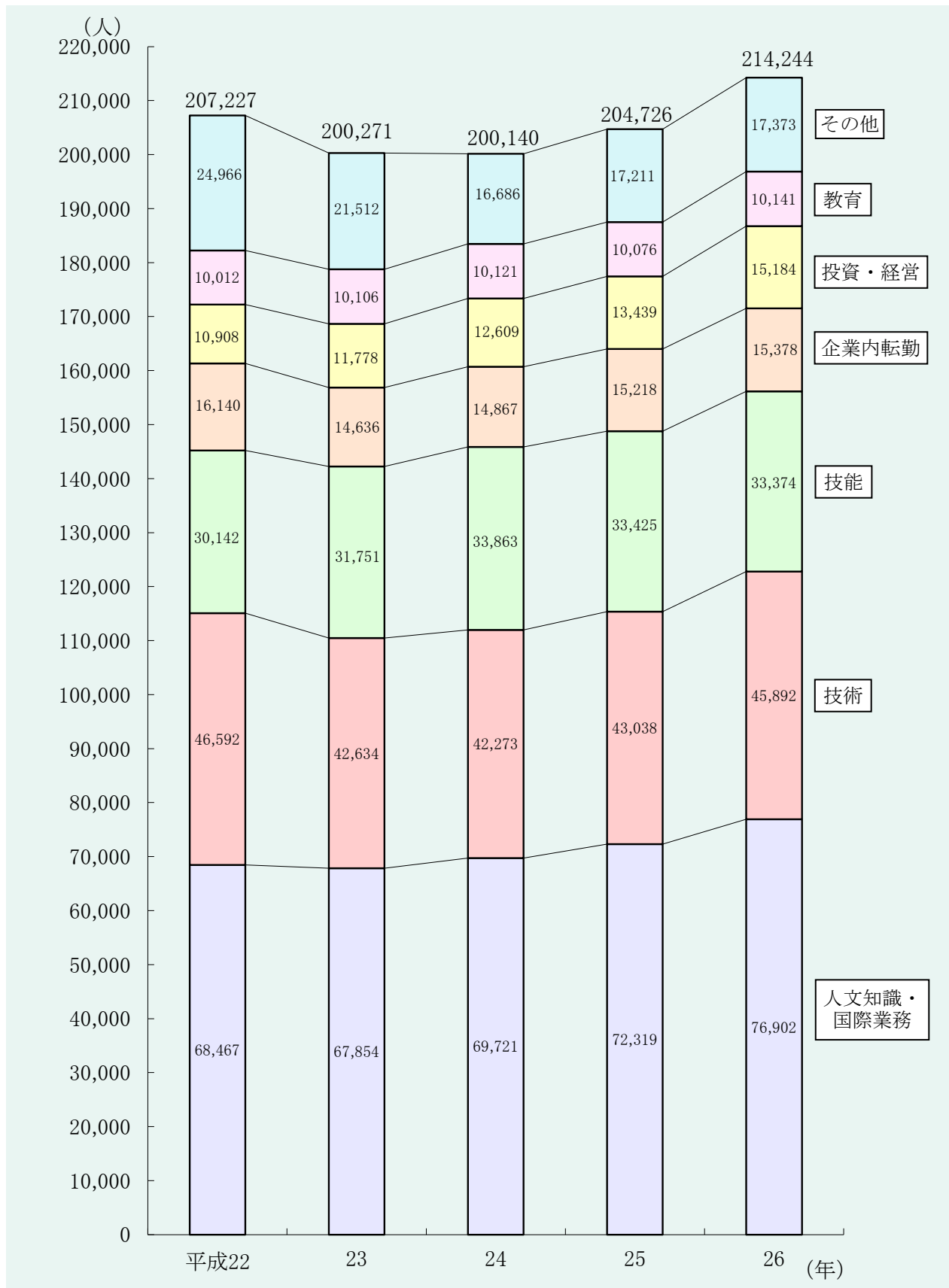
（2）専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人（資料編5統計 （1）1－2～6－2）

平成26年末現在の専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格（入管法別表第一の一の表及び二の表に掲げる在留資格のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。）を持つ中長期在留者数は25年末と比べ9,518人（4.6%）増加の21万4,244人（10.1%）で、25年以降増加傾向が続いている（図13）。

一般企業で就労する外国人社員に相当する「技術」、「人文知識・国際業務」又は「企業内転勤」の在留資格による中長期在留者数は、平成26年末現在、「技術」4万5,892人、「人文知識・国際業務」7万6,902人、「企業内転勤」1万5,378人であり、25年末と比べ、それぞれ2,854人（6.6%）、4,583人（6.3%）及び160人（1.1%）増加している。

平成26年末現在において、「技術」、「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」の中長期在留者数が専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中長期在留者総数に対して占める割合は、それぞれ21.4%、35.9%、7.2%となっている。

図13 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移



(注1) 平成23年末までは外国人登録者数、24年末以降は中長期在留者数である。

(注2) 法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。

(注3) 法改正により、平成27年4月1日以降、「投資・経営」の在留資格は「経営・管理」に、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

(3) 「技能実習1号及び2号」(資料編5統計(1)7-2, 8) (注)

平成26年末現在における「技能実習1号」の在留資格による中長期在留者数は7万7,516人で、25年末と比べ1万5,836人(25.7%)増加している。これを国籍・地域別に見ると、中国が4万974人で全体の52.9%を占めており、以下、ベトナム1万9,434人(25.1%)、フィリピン6,413人(8.3%)、インドネシア5,631人(7.3%)と続いている。

平成26年末現在における「技能実習2号」の在留資格による中長期在留者数は9万110人で、25年末と比べ3,416人(3.7%)の減少であった。これを国籍・地域別に見ると、中国が5万9,119人で全体の65.6%を占めており、以下、ベトナム1万4,605人(16.2%)、インドネシア6,591人(7.3%)、フィリピン6,308人(7.0%)の順となっている。

(4) 「留学」(資料編5統計(1)9-2)

平成26年末現在における「留学」の在留資格による中長期在留者数は、25年末と比べ2万1,452人(11.1%)増の21万4,525人で、在留外国人数全体の10.1%であった。これを国籍・地域別に見ると、中国が10万5,557人で全体の49.2%を占めており、これにベトナムが3万2,804人(15.3%)で続いている。

(5) 「研修」(資料編5統計(1)10-2)

平成26年末現在における「研修」の在留資格による中長期在留者数は1,427人で、25年末と比べ74人(4.9%)減少した。これを国籍・地域別に見ると、中国が253人(17.7%)と最も多く、次いでタイ232人(16.3%)、ベトナム217人(15.2%)の順となっている。

(6) 「特定活動」(資料編5統計(1)11-2)

平成26年末現在における「特定活動」の在留資格による中長期在留者数は2万8,001人で、25年末と比べ、5,328人(23.5%)増加した。これを国籍・地域別に見ると、中国が6,624人で全体の23.7%を占めており、以下、韓国・朝鮮3,256人(11.6%)、フィリピン1,956人(7.0%)、ネパール1,947人(7.0%)の順となっている。

(7) 身分又は地位に基づいて在留する外国人(資料編5統計(1)13-2, 14-2)

平成26年末現在における「日本人の配偶者等」の在留資格による中長期在留者数は14万5,312人で、在留外国人全体の6.8%を占めている。平成22年末から26年末までの推移を見ると減少傾向が続いており、26年末は25年末と比べ5,844人(3.9%)減少している。

これを国籍・地域別に見ると、中国が3万6,469人で全体の25.1%を占めており、次いでフィリピン2万9,150人(20.1%)、ブラジル1万5,565人(10.7%)の順となっており、これら3か国の平成22年末から26年末までの推移を見ると毎年減少傾向が続いている。

平成26年末現在における「定住者」の在留資格による中長期在留者数は15万9,596人で在留外国人全体の7.5%を占めており、22年末から26年末までの推移を見る限り、「日本人の配偶者等」と同様、減少傾向にあり、26年末は25年末と比べ795人(0.5%)減少している。

これを国籍・地域別に見ると、ブラジルが4万4,559人(27.9%)を占めており、これにフィリピン4万3,997人(27.6%)、中国2万6,676人(16.7%)が続いている。

(注) 「技能実習1号」は「技能実習1号イ」及び「技能実習1号ロ」を、また、「技能実習2号」は「技能実習2号イ」及び「技能実習2号ロ」をそれぞれ合算した数である。

第2節 在留審査の状況

在留審査業務関係諸申請の許可総数は、平成22年以降、減少傾向が続いていたが、26年は、25年と比べ3万3,736件（4.0％）増加し、86万7,760件となった（表9）。

表9 在留審査業務許可件数の推移

（件）

区分 \ 年	平成 22	23	24	25	26
総 数	1,375,600	1,358,896	999,184	834,024	867,760
在 留 資 格 変 更	188,178	132,834	124,192	135,289	142,700
在 留 期 間 更 新	389,439	377,645	407,570	426,016	443,703
永 住	47,898	41,327	42,029	45,066	35,697
特 別 永 住	105	102	147	113	103
在 留 資 格 取 得	7,531	6,528	8,235	8,724	9,866
再 入 国	578,795	664,010	270,091	54,182	48,225
資 格 外 活 動	163,654	136,450	146,920	164,634	187,466

（注1） 「永住」は、入管法第22条による永住許可件数である。

（注2） 「特別永住」は、入管特例法第5条に基づく特別永住許可数を示したものである。

（注3） 「在留資格取得」は、入管法第22条の2による永住許可を含む。

（注4） 平成23年版から平成25年版に掲載している本表「永住」の区分については、以下のとおり誤った数値（件数）が掲載されておりますのでご注意願います。

（正）平成22年：総数 1,375,600、永住 47,898

（誤）平成22年：総数 1,375,705、永住 48,003



在留審査窓口風景

① 在留資格の変更許可

平成26年に在留資格変更許可を受けた外国人は14万2,700人で、25年と比べ7,411人(5.5%)増加している。

(1) 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可

我が国の大学・専門学校等で学ぶ外国人は、「留学」の在留資格により在留しているが、これらの中には、勉学終了後、我が国の企業等への就職を目的として引き続き在留を希望する者も少なくない。

平成26年に就職を目的として在留資格変更の許可を受けた外国人は1万2,958人で、25年と比べ1,311人(11.3%)増加している。平成15年以降一貫して増加傾向にあったところ、世界的な不況の影響を受け、20年をピークに減少に転じたが、その後、回復の兆しが見られ、26年には過去最高を記録している。

在留資格別に見ると、「人文知識・国際業務」の在留資格への変更許可を受けた外国人が8,758人(67.6%)で最も多く、平成25年と比べ796人(10.0%)増加している。また、平成26年に「技術」の在留資格への変更許可を受けた外国人は2,748人(21.2%)となっており、これら2つの在留資格で全体の88.8%を占めている(表10)。

表 10 在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移

(件)

在留資格 \ 年	平成 22	23	24	25	26
総 数	7,831	8,586	10,969	11,647	12,958
人 文 知 識 ・ 国 際 業 務	5,422	6,006	7,565	7,962	8,758
技 術	1,390	1,670	2,227	2,428	2,748
教 授	512	419	588	634	704
投 資 ・ 経 営	275	291	356	321	383
研 究	93	78	119	107	124
医 療	54	34	29	90	114
教 育	46	46	41	51	59
宗 教	12	12	9	16	8
芸 術	5	5	3	4	6
技 能	11	11	4	4	5
公 用	3	10	10	1	5
そ の 他	8	4	18	29	44

国籍・地域別に見ると、中国が8,347人と全体の64.4%を占め、次いで韓国1,234人(9.5%)、ベトナム611人(4.7%)の順となっている(表11)。

表 11 国籍・地域別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移

(件)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総 数		7,831	8,586	10,969	11,647	12,958
中 国	国	4,874	5,344	7,032	7,637	8,347
韓 国	国	1,205	1,209	1,417	1,227	1,234
ベ ト ナ ム		167	242	302	424	611
台 湾		279	302	352	360	514
ネ パ ー ル		141	149	224	293	278
タ イ		109	109	170	167	171
米 国		87	107	130	131	164
マ レ ー シ ア		65	71	116	124	161
ミ ャ ン マ ー		63	89	106	122	129
イ ン ド ネ シ ア		79	84	107	111	124
そ の 他		762	880	1,013	1,051	1,225

(注1) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(注2) 平成23年版から平成26年版に掲載している本表「タイ」については、以下のとおり誤った数値（件数）が掲載されておりますのでご注意願います。

(正) 平成22年：109

(誤) 平成22年：119

(2) 「技能実習2号」への移行を目的とする在留資格変更許可

技能実習制度は、外国人が、雇用関係の下で技能等を修得することができるようにし、技術移転と人材の養成をより効果的に行うことによる国際貢献を目的として平成5年に創設された制度である。平成22年7月1日から現行の技能実習制度の運用が開始され、「技能実習1号」により修得した技能等に更に習熟するため、既に修得した技能等を要する業務に従事する場合には、「技能実習2号」への在留資格変更許可が必要とされている。

「技能実習2号」の対象となる技能等については、公的に評価ができ、かつ、技能実習生送出し国のニーズにも合致するものが対象となる。具体的には、平成27年4月1日現在で、国家試験である技能検定基礎1級及び基礎2級の評価制度が整備されている型枠施工、機械加工等53職種及び国家試験ではないが公益財団法人国際研修協力機構が認定した公的な評価システムが整備されている溶接、紡績運転等18職種の合計71職種となっている。

平成26年中の「技能実習2号」への移行者数は25年と比べ744人（1.5%）増加し、4万9,536人となっており、5年に技能実習制度が創設されてから26年末までの「技能実習」への移行者数の累計は62万人を超えている。

平成26年に「技能実習2号」への移行を目的として在留資格変更の許可を受けた者について国籍・地域別に見ると、中国3万1,822人（64.2%）、ベトナム8,664人（17.5%）、インドネシア3,440人（6.9%）、フィリピン3,380人（6.8%）、タイ1,411人（2.8%）の順となっており、職種別では、婦人子供服製造、耕種農業、溶接の順になっている（表12, 13）。

表12 国籍・地域別「技能実習2号」(在留資格「特定活動(技能実習)」を含む)への移行者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成22	23	24	25	26
総	数	49,166	45,013	48,752	48,792	49,536
中	国	39,616	35,209	36,448	35,463	31,822
ベ	ト	3,349	3,658	5,520	5,861	8,664
イ	ン	2,272	2,496	2,689	2,979	3,440
フ	ィ	2,806	2,464	2,550	2,937	3,380
タ	イ	691	794	913	925	1,411
そ	の	432	392	632	627	819

(注1) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(注2) 研修・技能実習制度については、平成21年7月15日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、現行制度は22年7月1日から施行されたもの。旧制度の「特定活動(技能実習)」は現行制度の「技能実習2号」に対応する。

(注3) 平成22年の数は、旧制度において「特定活動(技能実習)」に移行した者の数と現行制度において「技能実習2号」に移行した者の数を合わせた数。

表13 職種別「技能実習2号」(在留資格「特定活動(技能実習)」を含む)への移行者数の推移

(人)

職種	年	平成22	23	24	25	26
総	数	49,166	45,013	48,752	48,792	49,536
婦	人	10,252	7,840	8,095	8,141	7,349
耕	種	4,637	4,043	4,998	5,510	5,537
溶	接	4,040	3,568	4,053	3,824	3,951
プ	ラ	2,987	3,661	3,255	3,135	3,330
非	加	2,971	2,253	2,271	2,540	2,406
機	械	1,490	2,136	2,526	2,245	2,310
加	熱	1,838	1,553	1,650	1,840	1,862
金	属	1,625	1,719	1,928	1,759	1,685
塗	装	1,128	1,320	1,379	1,297	1,357
電	子	2,248	2,272	2,310	1,884	1,294
と	び	819	614	866	994	1,274
畜	産	1,254	979	1,143	1,231	1,268
鉄	筋	709	470	812	856	1,128
型	枠	604	392	532	739	886
鋳	造	752	863	912	787	793
そ	の	11,812	11,330	12,022	12,010	13,106

(注1) 研修・技能実習制度については、平成21年7月15日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、現行制度は22年7月1日から施行されたもの。旧制度の「特定活動(技能実習)」は現行制度の「技能実習2号」に対応する。

(注2) 平成22年の数は、旧制度において「特定活動(技能実習)」に移行した者の数と現行制度において「技能実習2号」に移行した者の数を合わせた数。

② 在留期間の更新許可

平成26年中に在留期間更新許可を受けた外国人は44万3,703人で、25年と比べ1万7,687人（4.2%）増加している。

③ 永住許可

平成26年中に永住許可を受けた外国人は3万5,697人で、19年に過去最高の6万509人となって以降、増減を繰り返しており、26年は25年と比べ9,369人（20.8%）減少している（表14）。

表14 国籍・地域別永住許可件数の推移

（件）

国籍・地域		年	平成22	23	24	25	26
総	数		47,898	41,327	42,029	45,066	35,697
中	国		16,714	16,436	17,471	19,799	15,670
フ	ィ	リ	9,157	7,210	7,373	6,385	4,769
ブ	ラ	ジ	7,549	5,172	4,867	4,572	4,030
韓	国	・	3,760	3,221	2,902	3,378	2,697
ペ	ル	ー	1,756	1,335	1,116	1,158	779
そ	の	他	8,962	7,953	8,300	9,774	7,752

（注1）平成23年までの「中国」は、台湾、中国（香港）、中国（その他）を含む数である。

（注2）平成24年以降の「中国」は、中国（香港）、中国（その他）を含む数である。

④ 在留資格の取得許可

平成26年に在留資格取得許可を受けた外国人は9,866人で、25年と比べ1,142人（13.1%）増加している。

⑤ 再入国許可

平成26年に再入国許可を受けた外国人は4万8,225人で、25年と比べ5,957人（11.0%）減少している。

再入国許可を受けた外国人は、平成23年をピークに減少しているが、これは、24年7月に施行された改正入管法により「みなし再入国許可制度」が導入されたことにより、有効な旅券及び在留カード等を所持する外国人は、出国する際に、出国後1年以内（特別永住者は2年以内）に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなったことによる。

なお、平成26年に再入国許可により我が国を出国した外国人は182万9,659人であったところ、そのうち、みなし再入国許可により出国した者は159万2,274人となっており、全体の87.0%を占めている。

⑥ 資格外活動の許可

平成26年に資格外活動許可を受けた外国人は18万7,466人で、25年と比べ2万2,832人（13.9%）増加している。

第3節 在留カード・特別永住者証明書の交付件数

① 在留カードの交付件数

平成26年における在留カードの交付件数は99万1,536件であった。これを項目別に見ると、上陸・在留資格関係許可によるものが84万504件であり、全体の84.8%を占めており、以下、切替交付申請によるものが10万6,209件（10.7%）、再交付申請によるものが3万1,298件（3.2%）、有効期間更新によるものが8,851件（0.9%）の順となっている。

また、地方入国管理局管内別に見ると、東京局が57万7,816件であり、全体の58.3%を占めており、以下、名古屋局17万5,288件（17.7%）、大阪局12万9,909件（13.1%）、福岡局4万2,196件（4.3%）の順となっている（表15）。

表15 在留カード交付件数（平成26年）

（件）

地方入国 管理局管内	総 数	上陸・在留 資格関係許可	住居地以外 の記載事項 変更届出	有効期間 更新	再交付申請	切替交付 申請	新規交付 申請
総数	991,536	840,504	3,953	8,851	31,298	106,209	721
札幌	9,500	8,403	24	49	225	793	6
仙台	16,775	13,570	87	106	413	2,555	44
東京	577,816	497,426	2,146	4,341	18,415	54,984	504
名古屋	175,288	140,977	1,068	2,688	5,164	25,352	39
大阪	129,909	109,874	343	1,085	4,327	14,238	42
広島	27,704	23,571	124	212	819	2,936	42
高松	12,348	11,032	46	72	299	890	9
福岡	42,196	35,651	115	298	1,636	4,461	35

② 特別永住者証明書の交付件数

平成26年における特別永住者証明書の交付件数は5万2,281件であった。これを項目別に見ると、切替交付申請によるものが4万3,216件であり、全体の82.7%を占めており、以下、再交付申請によるものが4,253件（8.1%）、有効期間更新によるものが2,402件（4.6%）、住居地以外の記載事項変更届出によるものが1,234件（2.4%）の順となっている（表16）。

表16 特別永住者証明書交付件数（平成26年）

（件）

特別永住 許可 （第4条）	特別永住 許可 （第5条）	住居地以外 の記載事項 変更届出	有効期間 更新	再交付申請	切替交付 申請	新規交付 申請	事前交付 申請	総 数
886	109	1,234	2,402	4,253	43,216	165	16	52,281

コラム 入管行政の最前線から（在留審査担当入国審査官の声） （仙台入国管理局審査部門：山崎寿子）

私は、審査部門で在留資格「技能実習」の審査を担当しています。この在留資格は、外国の方々が日本の技能等を学び、それを自国に持ち帰って活かすことを目的としています。「技能実習」は日本語や関係法令等の講習に加え、企業との雇用契約に基づいて業務に従事しながら技能等の修得を行う活動が対象となります。技能実習生の受入れの態様は、日本にある企業が海外の現地法人等の職員を受け入れる「企業単独型」と、非営利の監理団体（事業協同組合等）を通じて、その組合員等の企業が受け入れる「団体監理型」がありますが、受入れのほとんどは団体監理型です。現在、仙台局管内に在留する技能実習生は、縫製業と水産加工業に従事する者で約半数を占め、その他食鳥処理加工業や農業等様々な業種に従事しています。東日本大震災後は、水産加工場が津波で流される等の影響で技能実習生の数が減少しましたが、現在では海岸部での工場再建などの復興も進み、技能実習生の数は震災前の水準に戻りつつあります。

実際の審査においては、企業や監理団体が適切に技能実習を行っているかを重点的に確認します。具体的には、技能実習生に対して適正に給与の支払が行われているか、過剰な時間外労働はないか、旅券や在留カードを実習生から取り上げる等の人権侵害行為はないか等です。審査の結果、不適切な受入れを行っているとして認められた場合には、事業所に対して不正行為に係る改善指導を行ったり、内容によっては技能実習生の受入れ停止の措置を行うなど、関係機関とも協力しながら業務を行っています。

技能実習制度については、管理監督体制の抜本的強化とともに、優良な監理団体及



び技能実習生に対する実習期間の延長や受入れ人数枠の拡大等の措置を盛り込んだ関係法案が国会に提出されています。また、本年4月からは、建設及び造船分野において、平成32年度までの時限的な措置ではありますが、同分野の技能実習修了者を対象に2年又は3年の就労を認める制度が始まりました。何かと話題が尽きない在留資格「技能実習」ですが、外国への技能移転という国際貢献の一端を担っていることを意識しながら、適正な審査を心掛けていきたいと思っています。

第3章 技能実習制度の実施状況

第1節 制度の概要

研修・技能実習制度は、我が国で培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転を図り、当該開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とする制度であるが、近年、一部の受入れ機関において、制度の趣旨を十分に理解せず、研修生や技能実習生を低賃金労働者として扱うなど、不適正な受入れが行われている事案が増加し、また、傘下の企業に対する指導・監督が不十分な受入れ団体の存在や研修生をあっせんして不当な利益を得るブローカーの存在も指摘されていた。

このような状況に対処するため、平成22年7月に現行の技能実習制度の運用が開始され、実務を伴う研修を行う場合、原則として雇用契約に基づき技能等修得活動を行うことを義務付け、当該活動を行う期間中の技能実習生が労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令上の保護を受けられるように措置するとともに、団体監理型の受入れにおいて、従来、1年目の研修についてのみ団体が監理を行っていたところを、2年目以降の技能実習についても団体の責任と監理の下で行うこととした。

現行制度では、専門的な知識を有する者による技能実習生の法的保護に必要な情報に係る講習の実施を義務付け、さらに、監理団体の指導・監理・支援体制を強化するため、監理団体の要件として、①監理団体の職員等が、1か月に1回以上、実習実施機関に赴き技能実習の実施状況を確認・指導すること、②監理団体の役員が、3か月に1回以上、監査を実施し、その結果を地方入国管理局へ報告すること、③相談員の設置などにより監理団体が技能実習生からの相談に対応する措置を講じていること、などを規定している。

また、平成24年11月1日に、上陸基準省令等を改正し、技能実習生の保護の強化及び適正な技能実習制度の運用を図った。具体的には、①技能実習の適正な実施を妨げる不正行為を行った実習実施機関等に対する新たな技能実習生の受入れを認めない期間の始期を明確化、②監理団体等について過去5年間に虚偽申請に関与していた場合に受入れを認めないとする、③実習実施機関や監理団体が不正行為を行った場合は直ちに地方入国管理局等に対し不正行為事実を報告することを要件とすること等の改正を行ったものである。

さらに、平成25年12月に、同年4月の行政評価・監視結果報告書による指摘を受けて、監理団体による監査の適正化を図るため、監査の視点、手順、方法等をより具体的に示すとともに、監査が適切に行われなかった場合に適用される不正行為について具体化・明確化を図ることとし、「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」を改訂した。

第2節 不適正な事案への対処

入国管理局では、研修・技能実習に関し不適正な行為を行った機関に対しては、「不正行為」の通知を行い、法務省令の規定等に基づいて、不正行為の類型に応じ、当該機関が研修生・技能実習生を受け入れることを、5年間、3年間又は1年間認めないこととしている。平成26年中に「不正行為」を通知した機関は241機関であった。

これを受入れ形態別に見ると、全て団体監理型での受入れ機関であり（企業単独型で受け入れた機関はなし。）、受入れ機関別では、監理団体が23機関（9.5%）、実習実施機関が218機関（90.5%）となっている（表17）。

表 17 受入れ形態別「不正行為」機関数の推移

(機関)

受入れ形態		平成 22	23	24	25	26
企業	単 独 型	3	2	0	0	0
団 体 監理型	監 理 団 体 (第 一 次 受 入 れ 機 関)	17	14	9	20	23
	実 習 実 施 機 関 (第 二 次 受 入 れ 機 関)	143	168	188	210	218
計		163	184	197	230	241

「不正行為」の類型別では、「賃金等の不払」、「講習期間中の業務への従事」、「技能実習計画との齟齬」の順に多く、この3類型で全体の70.9%を占めている（表18）。

このように、研修・技能実習については、不適正な行為に及ぶ機関もいまだ相当数存在していることから、より適正な制度の運用に資するよう、引き続き現行制度導入後の状況把握に努めることとしており、関係機関との連携を密にし、実習実施機関などに対する実態調査を積極的に行い、必要に応じて改善を求めている。

表 18 類型別「不正行為」件数（平成 26 年）

(件)

類型	企業単独型 (0 機関)	団体監理型		計 (241 機関)
		監理団体 (23 機関)	実習実施機関 (218 機関)	
暴行・脅迫・監禁	0	1	0	1
旅券・在留カードの取上げ	0	0	2	2
賃金等の不払	0	0	142	142
人権を著しく侵害する行為	0	4	2	6
偽変造文書等の行使・提供	0	18	11	29
保証金の徴収等	0	0	2	2
講習期間中の業務への従事	0	7	67	74
二重契約	0	0	0	0
技能実習計画との齟齬	0	9	23	32
名義貸し	0	2	19	21
実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・ 「実習継続不可能時の報告不履行」	0		2	2
監理団体における「不正行為等の報告不履行」・ 「監査、相談体制構築等の不履行」		2		2
行方不明者の多発	0	0	0	0
不法就労者の雇用等	0	2	9	11
労働関係法令違反	0	0	23	23
営利目的のあっせん行為	0	0	0	0
再度の不正行為	0	1	2	3
日誌等の作成等不履行	0	0	0	0
帰国時の報告不履行	0	0	0	0
計	0	46	304	350

(注) 一つの受入れ機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知した場合は、それぞれの類型に計上しているので、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しない。

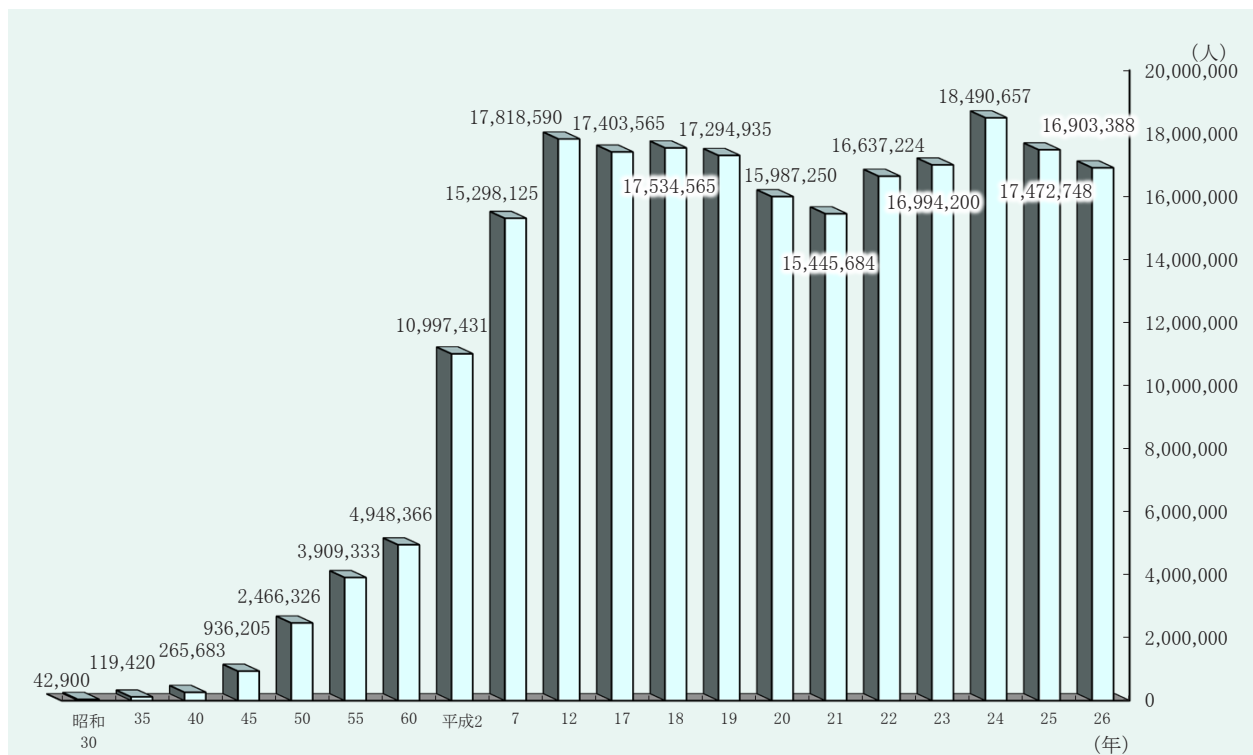
第4章 日本人の出帰国の状況

第1節 出国者

① 総数

平成26年における日本人出国者数は1,690万3,388人と25年と比べ56万9,360人（3.3%）減少している（図14）。

図14 日本人出国者数の推移



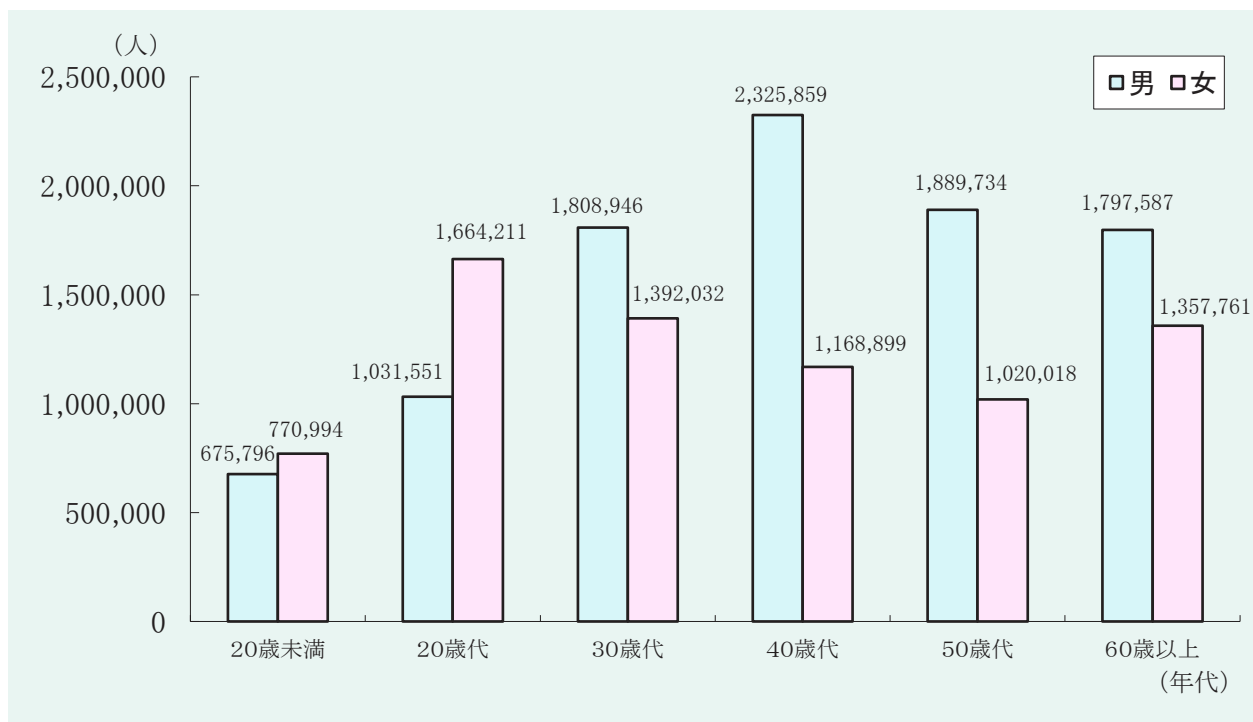
② 男女別・年齢別

平成26年における日本人出国者数を男女別に見ると、男性が952万9,473人、女性が737万3,915人で、男性が全体の56.4%、女性が43.6%となっている。この男女比率は13年以降大きな変動はなく、男性の占める割合が女性のそれを上回っている。

年齢別に見ると、40歳代が349万4,758人で出国者数全体の20.7%を占めており、以下、30歳代320万978人（18.9%）、60歳以上315万5,348人（18.7%）、50歳代290万9,752人（17.2%）、20歳代269万5,762人（15.9%）の順となっている。

それぞれの年齢別の男女比率を見ると、10歳代及び20歳代は女性の割合が男性のそれを上回り、特に、20歳代は女性の占める比率が61.7%と極めて高くなっているが、これら以外の年代は、男性の出国者数の割合が女性のそれを上回っている（図15）。

図15 男女別・年齢別日本人出国者数（平成26年）



③ 空港・海港別

平成26年における日本人出国者数について、出国した空海港別に見ると、空港を利用した出国者数は1,674万5,811人で全体の99.1%を占めている。外国人の入国者（空港利用者が95.5%）に比べ、更に空港利用者の割合が高くなっている。

平成26年中に空港を利用した出国者のうち、成田空港の利用者数が706万9,294人で空港からの出国者数全体の42.2%、羽田空港の利用者数が350万2,415人で20.9%、関西空港の利用者が322万4,562人で19.3%を占めており、空港からの出国者数全体の82.4%がこれら3空港を利用している。

一方、平成26年中に海港を利用した出国者のうち、韓国との間で定期客船が就航している博多港利用者数が7万1,542人で海港からの出国者数全体の45.4%を占めており、以下、横浜港が1万2,172人（7.7%）、下関港が1万1,394人（7.2%）と続いており、海港からの出国者数全体の60.4%がこの3海港を利用している。また、これら3海港以外では、神戸港6,185人（3.9%）、東京港4,745人（3.0%）、那覇港4,646人（2.9%）の順となっている。

第2節 帰国者



空港上陸審査風景

平成26年における日本人帰国者数は1,691万5,797人であり、これを出国後の国外滞在期間別に見ると、出国後1か月以内に帰国した人数が1,533万6,817人で全体の90.7%を占めており、このうち10日以内に帰国した人数は1,379万9,136人で、出国後1か月以内に帰国した日本人の90.0%を占めている。

これは日本人海外渡航者の多くが観光、ビジネス目的という比較的短期間の用務で出国し、速やかに帰国しているためと考えられる。この傾向は近年続いており、大きな変化は認められない（表19）。

表 19 滞在期間別日本人帰国者数の推移

(人)

滞在期間 \ 年	平成 22	23	24	25	26
総 数	16,611,884	16,921,103	18,408,185	17,421,997	16,915,797
5 日 以 内	9,904,585	10,039,111	10,916,364	9,898,557	9,499,435
5 日 を 超 え て 10 日 以 内	4,002,339	4,055,123	4,448,480	4,422,482	4,299,701
10 日 を 超 え て 20 日 以 内	998,258	1,054,248	1,129,239	1,130,386	1,119,965
20 日 を 超 え て 1 月 以 内	347,066	388,970	404,327	408,455	417,716
1 月 を 超 え て 3 月 以 内	542,196	588,327	639,672	658,643	655,267
3 月 を 超 え て 6 月 以 内	314,762	323,218	357,644	376,109	386,518
6 月 を 超 え て 1 年 以 内	258,013	256,264	270,945	291,269	301,338
1 年 を 超 え て 3 年 以 内	124,335	119,588	137,043	134,050	133,068
3 年 を 超 え る	8,567	8,281	11,045	12,966	13,203
不 詳	111,763	87,973	93,426	89,080	89,586

第5章 外国人の退去強制手続業務の状況

第1節 不法残留者の状況



違反調査風景

入国管理局の電算統計に基づく推計では、平成27年1月1日現在の不法残留者（許可された在留期間を超えて不法に本邦にとどまっている者）数は6万7人である。平成26年1月1日現在の5万9,061人と比べ946人（1.6%）増加し、過去最高であった5年5月1日現在の29万8,646人以降、約22年ぶりに不法残留者が増加に転じた。

これは、継続的な不法滞在者の摘発を実施し、これまで不法残留者数を大幅に減少させてきたものの、近時その小口化・分散化が進み、大規模な摘発が困難になり、退去強制手続を執った外国人の数の減少傾向が続いているためであると考えられる。その一方で、近年、政府を挙げて観光立国推進を掲げているところ、平成25年7月1日からASEAN諸国等への査証免除及び査証発給要件緩和措置を実施した結果、26年の外国人入国者数は、前年と比べ大幅に増加し、不法残留者数の増加に少なからず影響しているものと考えられる。

① 国籍・地域別

不法残留者数が過去最高であった平成5年5月1日現在の不法残留者の国籍・地域は、タイが最も多く、次いで韓国、フィリピン、中国、マレーシアの順となっているところ、27年1月1日現在は、韓国が1万3,634人（22.7%）で最も多く、以下、中国8,647人（14.4%）、タイ5,277人（8.8%）、フィリピン4,991人（8.3%）、台湾3,532人（5.9%）の順となっている。

平成5年5月1日以降の推移を見ると、韓国については、「短期滞在」の在留資格に係る活動を行おうとする者に対し、査証免除措置が実施されたことにより、新規入国者数が大幅に増加したにもかかわらず、11年1月1日以降一貫して減少傾向にある。一方、タイは平成5年5月1日以降一貫して減少を続けていたが、25年7月からの査証発給の緩和措置等により、「短期滞在」における新規入国者数が大幅に増加したことが影響し、26年1月1日と比べ、886人（20.2%）増加の5,277人となっており、2年続けて増加している。また、ベトナムについても、平成26年1月1日と比べ、982人（66.8%）増加の2,453人となっており、3年続けて増加している（表20、図16）。

表 20 国籍・地域別不法残留者数の推移

(人)

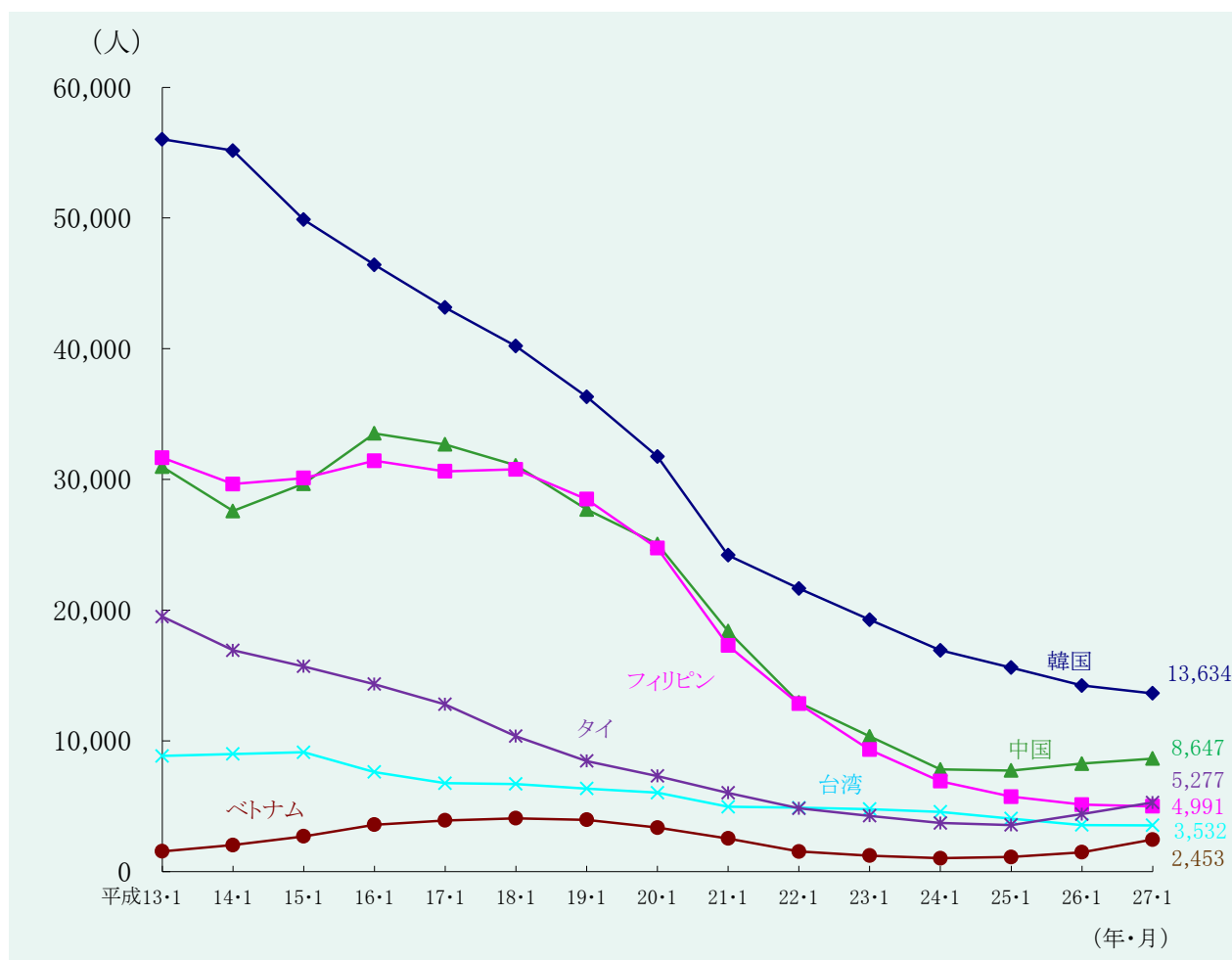
年月日 国籍・地域	平成5年 5月1日	6年 5月1日	7年 5月1日	8年 5月1日	9年 1月1日	10年 1月1日	11年 1月1日	12年 1月1日	13年 1月1日	14年 1月1日	15年 1月1日	16年 1月1日
総 数	298,646	293,800	286,704	284,500	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552	219,418
韓 国	39,455	43,369	47,544	51,580	52,387	52,123	62,577	60,693	56,023	55,164	49,874	46,425
中 国	33,312	39,738	39,511	39,140	38,296	37,590	34,800	32,896	30,975	27,582	29,676	33,522
タ イ	55,383	49,992	44,794	41,280	39,513	37,046	30,065	23,503	19,500	16,925	15,693	14,334
フィリピン	35,392	37,544	39,763	41,997	42,547	42,608	40,420	36,379	31,666	29,649	30,100	31,428
台 湾	7,457	7,871	7,974	8,502	9,409	9,430	9,437	9,243	8,849	8,990	9,126	7,611
ベトナム	852	869	453	448	231	731	880	1,092	1,550	2,021	2,697	3,582
マレーシア	30,840	20,313	14,511	11,525	10,390	10,141	9,989	9,701	9,651	10,097	9,442	8,476
インドネシア	2,969	3,198	3,205	3,481	3,758	4,692	4,930	4,947	5,315	6,393	6,546	7,246
シンガポール	1,914	2,342	2,600	2,850	2,946	3,027	3,084	3,178	3,302	3,494	3,556	3,216
ブラジル	2,210	2,603	3,104	3,763	5,026	4,334	3,288	3,266	3,578	3,697	3,865	4,728
そ の 他	88,862	85,961	83,245	79,934	78,483	75,088	71,578	66,799	61,712	60,055	59,977	58,850

(人)

年月日 国籍・地域	17年 1月1日	18年 1月1日	19年 1月1日	20年 1月1日	21年 1月1日	22年 1月1日	23年 1月1日	24年 1月1日	25年 1月1日	26年 1月1日	27年 1月1日
総 数	207,299	193,745	170,839	149,785	113,072	91,778	78,488	67,065	62,009	59,061	60,007
韓 国	43,151	40,203	36,321	31,758	24,198	21,660	19,271	16,927	15,607	14,233	13,634
中 国	32,683	31,074	27,698	25,057	18,385	12,933	10,337	7,807	7,730	8,257	8,647
タ イ	12,787	10,352	8,460	7,314	6,023	4,836	4,264	3,714	3,558	4,391	5,277
フィリピン	30,619	30,777	28,491	24,741	17,287	12,842	9,329	6,908	5,722	5,117	4,991
台 湾	6,760	6,696	6,347	6,031	4,950	4,889	4,774	4,571	4,047	3,557	3,532
ベトナム	3,916	4,071	3,959	3,362	2,527	1,531	1,221	1,014	1,110	1,471	2,453
マレーシア	7,431	6,822	6,397	4,804	2,986	2,661	2,442	2,237	2,192	1,819	1,788
インドネシア	7,169	6,926	6,354	5,096	3,126	1,820	1,265	1,037	1,073	1,097	1,258
シンガポール	3,075	3,587	2,241	2,207	2,128	2,107	1,789	1,586	1,304	1,079	1,066
ブラジル	4,905	2,762	2,286	2,297	1,939	1,645	1,536	1,290	1,075	1,013	988
そ の 他	54,803	50,475	42,285	37,118	29,523	24,854	22,260	19,974	18,591	17,027	16,373

(注) 「中国」には、中国（香港）及び中国（その他）を含まない。

図16 主な国籍・地域別不法残留者数の推移



② 在留資格別

平成27年1月1日現在の不法残留者数を不法残留となった直前の時点での在留資格別に見ると、26年に引き続き「短期滞在」が4万1,090人で最も多く、全体の68.5%を占めている。以下、「日本人の配偶者等」3,709人（6.2%）、「技能実習2号口」2,831人（4.7%）、「留学」2,806人（4.7%）、「定住者」1,889人（3.1%）となっており、前年と比べ、「短期滞在」が313人（0.8%）、「日本人の配偶者等」が10人（0.3%）、「定住者」が65人（3.3%）減少したのに対し、「技能実習2号口」が1,132人（66.6%）、「留学」が29人（1.0%）増加している（表21）。

表 21 在留資格別不法残留者数の推移

(人)

在留資格	年月日	平成22年 1月1日	23年 1月1日	24年 1月1日	25年 1月1日	26年 1月1日	27年 1月1日
総数		91,778	78,488	67,065	62,009	59,061	60,007
短期滞在		63,169	54,220	46,845	43,943	41,403	41,090
日本人の配偶者等		6,456	5,843	5,060	4,291	3,719	3,709
技能実習2号口		-	3	412	943	1,699	2,831
留学		5,842	4,322	3,187	2,847	2,777	2,806
定住者		3,505	3,199	2,627	2,088	1,954	1,889
その他		12,806	10,901	8,934	7,897	7,509	7,682

（注）「留学」には、不法残留となった時点での在留資格が「就学」（平成22年7月1日施行前の入管法上の在留資格）だった者の数も含まれる。

第2節 退去強制手続を執った入管法違反事件の概要

① 概要

平成26年に退去強制手続を執った入管法違反者は1万676人で、25年と比べ752人減少している。このうち、出国命令の対象者として入国審査官に引き継いだ者は2,587人であった。

退去強制事由別に見ると、不法残留8,274人（77.5%）、不法入国844人（7.9%）、資格外活動422人（4.0%）の順となり、依然として不法残留が圧倒的に高い割合を占めている（表22）。

国籍・地域別に見ると、中国が3,975人（37.2%）と最も多く、12年連続で最多となっている。次いで、フィリピン1,414人（13.2%）、ベトナム953人（8.9%）の順となっており、これら上位3か国で全体の59.4%を占めている（表23）。

表 22 退去強制事由別入管法違反事件の推移

(人)

退去強制事由	年	平成 22	23	24	25	26
総 数		24,213	20,659	15,178	11,428	10,676
不 法 入 国		3,867	2,862	1,875	1,128	844
不 法 上 陸		134	164	187	199	249
資 格 外 活 動		751	542	617	493	422
不 法 残 留		18,578	15,925	11,439	8,713	8,274
刑 罰 法 令 違 反		529	619	527	430	392
そ の 他		354	547	533	465	495
不 法 就 労 者		18,490	13,913	8,979	7,038	6,702

表 23 国籍・地域別入管法違反事件の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総 数		24,213	20,659	15,178	11,428	10,676
中 国		7,294	6,350	4,545	4,044	3,975
フ ィ リ ピ ン		5,058	4,346	2,972	1,778	1,414
ベ ト ナ ム		887	717	592	688	953
韓 国		3,215	2,625	2,028	1,336	921
タ イ		1,475	1,108	786	604	899
ブ ラ ジ ル		581	825	814	422	316
イ ン ド ネ シ ア		735	449	327	271	268
ス リ ラ ン カ		624	449	303	199	222
米 国		176	258	218	192	175
ト ル コ		158	167	166	129	157
そ の 他		4,010	3,365	2,427	1,765	1,376

（注） 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

② 退去強制事由別

(1) 不法入国

平成26年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法入国者（注）は844人（7.9％）であり、25年と比べ284人（25.2％）減少した。過去の推移を見ると、平成15年以降増加傾向にあったものの、18年以降は減少に転じており、入管法違反者全体に占める不法入国者の比率も減少傾向にあることなどから、各種水際対策の効果が現れているものと考えられる。

国籍・地域別に見ると、中国が262人（31.0％）で最も多く、次いでフィリピン214人（25.4％）、韓国69人（8.2％）の順となっており、平成14年以降、上位2か国の順位に変動は見られない（表24）。

不法入国した際の利用交通手段別に見ると、航空機が640人であり、平成25年と比べ184人（22.3％）減少したものの、依然として航空機による不法入国が75.8％と多数を占めている。また、船舶による不法入国者数は204人（24.2％）であり、平成25年と比べ100人（32.9％）減少した（表25、26）。

表 24 国籍・地域別不法入国事件の推移

(人)

国籍・地域		平成 22	23	24	25	26
総	数	3,867	2,862	1,875	1,128	844
中	国	1,212	949	532	359	262
フ	イ	1,065	799	520	274	214
韓	国	327	270	178	102	69
イ	ラ	133	112	124	63	53
タ	イ	303	198	105	56	43
ペ	ル	189	119	91	37	29
ス	リ	82	57	36	32	28
イ	ン	132	83	55	27	21
ナ	イ	37	37	32	17	16
バ	ン	79	35	26	24	14
そ	の	308	203	176	137	95

（注） 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

（注） 不法入国者とは、入管法第3条第1項の規定に違反して本邦に入った者をいう。同項においては、有効な旅券を所持しない外国人（有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。）（同項第1号）及び入国審査官から上陸許可の証印若しくは入管法第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可を受けずに本邦に上陸する目的を有する外国人（同項第2号）は本邦に入ってはならないと規定しており、これに違反した者は不法入国者となる。

表 25 国籍・地域別航空機による不法入国事件の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総 数		2,849	2,105	1,437	824	640
フ ィ リ ピ ン		1,006	760	500	262	208
中 国		533	443	263	153	112
イ ラ ン		113	96	113	55	48
タ イ		284	192	100	54	40
韓 国		141	104	78	53	33
そ の 他		772	510	383	247	199

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

表 26 国籍・地域別船舶による不法入国事件の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総 数		1,018	757	438	304	204
中 国		679	506	269	206	150
韓 国		186	166	100	49	36
フ ィ リ ピ ン		59	39	20	12	6
イ ラ ン		20	16	11	8	5
バ ン グ ラ デ シ ュ		23	13	7	10	3
そ の 他		51	17	31	19	4

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(2) 不法上陸

平成26年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、入国審査官から上陸許可の証印若しくは入管法第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可を受けないで本邦に上陸した不法上陸者は249人（2.3%）であり、25年と比べ50人（25.1%）の増加となった（表27）。

表 27 国籍・地域別不法上陸事件の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総 数		134	164	187	199	249
ト ル コ		27	72	98	84	97
ス リ ラ ン カ		8	0	6	14	54
ロ シ ア		7	5	3	19	36
フ ィ リ ピ ン		9	4	6	3	10
タ イ		7	4	4	2	6
中 国		25	20	14	7	4
ガ ー ナ		0	0	0	10	4
パ キ ス タ ン		2	5	9	3	4
米 国		0	6	5	5	3
韓 国		11	12	4	8	2
そ の 他		38	36	38	44	29

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(3) 不法残留

平成26年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法残留者は8,274人（77.5％）であり、25年と比べ439人（5.0％）減少したものの、依然として圧倒的に高い割合を占めている。

国籍・地域別に見ると、中国3,170人（38.3％）で最も多く、次いでフィリピン1,034人（12.5％）、タイ797人（9.6％）、ベトナム780人（9.4％）、韓国715人（8.6％）の順となっている（表28）。

表 28 国籍・地域別不法残留事件の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	18,578	15,925	11,439	8,713	8,274
中	国	5,494	4,848	3,415	3,194	3,170
フ	ィ					
リ	ピ					
ン		3,797	3,280	2,295	1,363	1,034
タ	イ	1,130	860	615	486	797
ベ	ト					
ナ	ム	783	635	482	562	780
韓	国	2,582	2,082	1,476	960	715
イ	ン					
ド	ネ					
シ	ア	590	350	260	236	233
ブ	ラ					
ジ	ル	434	649	671	321	227
米	国	157	224	200	171	157
ス	リ					
ラ	ン					
カ		515	375	235	144	133
モ	ン					
ゴ	ル	239	219	111	110	112
そ	の					
他		2,857	2,403	1,679	1,166	916

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(4) 資格外活動

我が国に在留する外国人が、資格外活動許可を受けることなく、付与された在留資格で認められていない報酬を受ける活動等の就労活動を専ら行っていると明らかに認められる場合には、資格外活動として退去強制手続が執られることとなる。平成26年中に資格外活動で退去強制手続を執った者は422人（4.0％）であり、25年と比べ71人（14.4％）減少した。

国籍・地域別に見ると、中国が167人（39.6％）で最も多く、次いでベトナム110人（26.1％）、韓国48人（11.4％）の順となっており、これら上位3か国で全体の77.0％を占めている（表29）。

表 29 国籍・地域別資格外活動事件の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総 数		751	542	617	493	422
中 国	国	291	192	228	176	167
ベ ト ナ ム		36	12	34	52	110
韓 国	国	207	125	212	138	48
ネ パ ー ル		45	60	48	29	34
フ ィ リ ピ ン		57	71	20	27	24
タ イ		6	5	9	14	13
イ ン ド ネ シ ア		4	14	7	4	9
ス リ ラ ン カ		15	10	20	2	3
ル ー マ ニ ア		2	0	3	0	3
モ ン ゴ ル		2	0	1	1	2
そ の 他		86	53	35	50	9

（注） 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。



入管法違反者摘発風景

コラム 尖閣諸島領有権主張活動家への対応

近年、中国、台湾及び香港の活動家等による尖閣諸島の領有権主張活動（保釣活動）が活発化し、同活動家等が船舶で尖閣諸島海域に向けて出港し、我が国の領海に侵入するなどの事件が発生している。

入国管理局では、内閣官房（事態対処・危機管理担当）を中心とする関係省庁と緊密に連携し、領有権主張活動家等の対応に当たっており、例えば、尖閣諸島周辺海域で警戒活動を行っている海上保安庁の巡視船に入国警備官を乗船させ、海上保安庁及び警察とともに警戒活動を行っている。

③ 不法就労事件

（１）概況

平成26年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していたことが認められた者は6,702人（62.8%）であり、我が国に潜伏する入管法違反者の多くが不法就労している状況にある。

このような状況は、不当に安い賃金で働く不法就労者が日本人労働者の雇用機会を奪うことになるなど、公正な労働市場を侵害するとの指摘もなされているほか、不法就労先をあっせんするブローカーが不当に多額の利益を得る一方で、不法就労者が賃金を搾取されたり、労働災害に遭っても十分な補償が受けられないなどの人権上の問題も発生している。

なお、平成22年7月1日に施行された改正入管法では、不法就労者を雇用するなどの不法就労助長行為を退去強制事由として規定（入管法第24条第3号の4）しており、入国管理局では不法就労を助長する外国人の取締りを推進している。

(2) 国籍・地域別

不法就労者の国籍・地域は、近隣アジア諸国を中心として69か国・地域に及んでおり、依然として多国籍の者が不法就労している状況にある。

国籍・地域別に見ると、中国が2,819人（42.1%）で最も多く、次いでフィリピン763人（11.4%）、ベトナム701人（10.5%）、タイ681人（10.2%）、韓国606人（9.0%）の順となっており、これら上位5か国で全体の83.1%を占めている。なお、ここ数年の推移を見ると、中国が高い割合を占めている（表30）。

表 30 国籍・地域別不法就労事件の推移

(人)

年		平成 22	23	24	25	26
国籍・地域						
総	数	18,490	13,913	8,979	7,038	6,702
	男	10,943	7,954	5,346	4,356	4,160
	女	7,547	5,959	3,633	2,682	2,542
中	国	6,039	4,876	3,082	2,909	2,819
	男	3,887	2,968	1,981	1,943	1,869
	女	2,152	1,908	1,101	966	950
フ イ リ ピ ン		3,573	2,632	1,589	968	763
	男	1,491	1,052	629	394	308
	女	2,082	1,580	960	574	455
ベ ト ナ ム		722	521	380	461	701
	男	483	323	271	312	454
	女	239	198	109	149	247
タ イ		1,171	843	567	442	681
	男	645	456	318	272	384
	女	526	387	249	170	297
韓 国		2,590	1,918	1,356	866	606
	男	985	670	525	311	237
	女	1,605	1,248	831	555	369
イ ン ド ネ シ ア		675	397	267	233	231
	男	518	333	218	193	193
	女	157	64	49	40	38
ス リ ラ ン カ		554	365	246	136	119
	男	507	335	230	127	112
	女	47	30	16	9	7
モ ン ゴ ル		231	201	90	81	101
	男	132	111	51	47	72
	女	99	90	39	34	29
ネ パ ー ル		277	179	117	97	75
	男	215	122	85	78	47
	女	62	57	32	19	28
ブ ラ ジ ル		165	183	182	96	68
	男	125	149	141	74	55
	女	40	34	41	22	13
そ の 他		2,493	1,798	1,103	749	538
	男	1,955	1,435	897	605	429
	女	538	363	206	144	109

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(3) 男女別

不法就労者の男女別構成は、男性が4,160人（62.1%）、女性が2,542人（37.9%）であり、平成25年とほぼ同様の比率となっている。

(4) 就労内容別

不法就労者の就労内容別では、建設作業者が1,336人（19.9%）で最も多く、次いで工員1,230人（18.4%）、農業従事者946人（14.1%）の順となっている。

また、男女別に見ると、男性は建設作業者が最も多く、次いで工員、農業従事者の順となり、女性はホステス等接客業が最も多く、次いで工員、農業従事者の順となっている（表31）。

表 31 就労内容別不法就労事件の推移

(人)

就労内容		年	平成 22	23	24	25	26
総	数		18,490	13,913	8,979	7,038	6,702
	男		10,943	7,954	5,346	4,356	4,160
	女		7,547	5,959	3,633	2,682	2,542
建 設 作 業 者			2,383	1,772	1,154	1,151	1,336
	男		2,358	1,750	1,146	1,144	1,323
	女		25	22	8	7	13
工	員		4,168	2,809	1,623	1,301	1,230
	男		2,846	1,869	1,124	895	769
	女		1,322	940	499	406	461
農 業 従 事 者			887	783	592	695	946
	男		670	554	432	507	632
	女		217	229	160	188	314
ホ ス テ ス 等 接 客 業			2,679	2,011	1,365	837	629
	男		240	120	114	80	41
	女		2,439	1,891	1,251	757	588
そ の 他 の 労 務 作 業 者			1,715	1,527	907	580	525
	男		1,347	1,173	700	440	424
	女		368	354	207	140	101
そ の 他 の サ ー ビ ス 業 従 事 者			1,166	961	575	452	413
	男		490	379	258	161	127
	女		676	582	317	291	286
そ の 他			5,492	4,050	2,763	2,022	1,623
	男		2,992	2,109	1,572	1,129	844
	女		2,500	1,941	1,191	893	779

(5) 稼働場所（都道府県）別

46都道府県において不法就労者の稼働が確認されているところ、不法就労者の稼働場所を都道府県別で見ると、東京都が1,175人（17.5％）で最も多く、次いで茨城県1,047人（15.6％）、千葉県955人（14.2％）、愛知県794人（11.8％）、神奈川県656人（9.8％）の順となっている（表32）。

また、地区別に見ると、関東地区1都6県（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木）で4,557人（68.0％）と大半を占めているほか、中部地区9県（新潟、長野、山梨、富山、石川、福井、静岡、岐阜、愛知）も1,262人（18.8％）と多く、関東地区及び中部地区で不法就労者数全体の86.8％（5,819人）と高い割合を占めている。

表 32 稼働場所別不法就労事件の推移

(人)

都道府県	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	18,490	13,913	8,979	7,038	6,702
東	京	3,462	2,763	1,740	1,389	1,175
茨	城	1,805	1,286	891	752	1,047
千	葉	2,316	1,919	1,088	945	955
愛	知	2,188	1,637	1,188	954	794
神	奈	2,594	1,663	967	680	656
埼	玉	1,528	1,112	616	539	460
大	阪	894	623	517	366	273
兵	庫	190	179	153	130	184
群	馬	717	447	249	243	155
静	岡	439	371	215	167	137
そ	の	2,357	1,913	1,355	873	866

コラム 入管行政の最前線から（摘発業務担当入国警備官の声） （福岡入国管理局警備部門：中裕生）

私が所属している摘発担当の主な業務は、入管法に定められた退去強制事由に該当する疑いのある外国人容疑者について、違反事実を調査し摘発することです。一般の方からの情報提供や、関係機関からの通報などを端緒に、例えば市役所等の行政機関や民間企業への照会や、聞き込み・張り込み・尾行といった内偵調査を行い、容疑者の存在が確認できれば、摘発することになります。



聞き込み、張り込み、尾行といった「内偵調査」は、容疑者の住居地や身分事項、稼働場所の特定などを目的として行うもので、摘発を円滑かつ効果的に行うためには欠かせないものです。この内偵調査が容疑者に察知された場合には、逃亡や証拠隠滅を謀られるおそれもあることから、常に周囲を警戒するなど細心の注意を払っています。内偵調査で収集された証拠を基に、裁判所から臨検・搜索・押収の許可を受けて強制調査を行うこともありますので、非常に重要な業務と言えます。

摘発の現場においては、容疑者の逃走や摘発の妨害といった不測の事態が起こる可能性があるため、摘発に当たっては事前の打合せを綿密に行い、摘発従事者の意思統一を図ることを徹底しています。また、私は危険な場面に遭遇しても的確に対応できるように日々心身の鍛錬を心掛け、体力の増強に励んでいます。

今後、我が国は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、観光立国として訪日外国人旅行者数2千万人を目指していますが、その中には少なからず日本にとって好ましくない外国人も含まれていると思われるため、私は入管職員として、日本の治安維持のため、頑張っていきたいと思います。

④ 違反審判の概況

（1）事件の受理・処理

退去強制事由に該当する疑いのある外国人は、入国警備官による違反調査の後、入国審査官に引き渡され、違反審判手続が行われる。同手続は、入国審査官による違反審査、特別審理官による口頭審理、法務大臣による裁決の三審制の仕組みとなっている。



違反審判風景

平成26年における違反審査の受理件数は1万1,645件であり、18年以降連続して減少している（表33）。

表 33 違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移

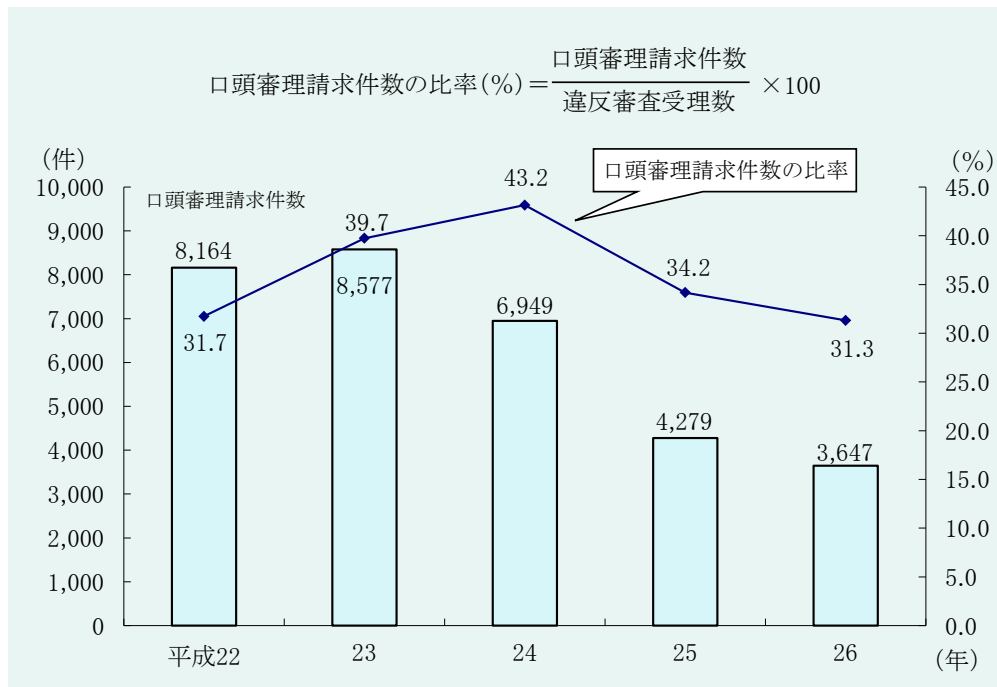
(件)

区分		年	平成 22	23	24	25	26
違反 審査	受	理	25,731 (1,375)	21,584 (771)	16,103 (748)	12,523 (793)	11,645 (670)
	既	非 該 当	10	5	4	5	-
		退去強制令書発付	11,386	7,628	5,640	4,729	4,482
		口 頭 審 理 請 求	8,164	8,577	6,949	4,279	3,647
	済	出 国 命 令 書 交 付	5,186	4,501	2,594	2,478	2,592
	未	済 , そ の 他	985	873	916	1,032	924
口頭 審理	受	理	8,777 (587)	9,286 (674)	7,755 (711)	4,942 (582)	4,282 (527)
	既	非 該 当	1	3	-	-	-
		退去強制令書発付	112	120	101	96	74
		異 議 申 出	7,949	8,389	6,952	4,226	3,596
	済	出 国 命 令 書 交 付	-	-	-	-	-
	未	済 , そ の 他	715	774	702	620	612
裁決	受	理	8,756 (712)	9,017 (526)	7,485 (459)	4,776 (505)	3,936 (297)
	既	理 由 あ り	-	7	2	1	1
		理 由 な し	8,107	8,440	6,887	4,428	3,544
	済	出 国 命 令 書 交 付	-	-	-	-	-
	未	済 , そ の 他	649	570	596	347	391

(注) 受理件数の括弧内は前年からの繰越件数で内数である。

また、平成26年における違反審査後の口頭審理請求件数は3,647件で、違反審査受理数の31.3%に当たり、25年と比べ632件（14.8%）減少している（図17）。

図17 口頭審理請求件数及びその比率の推移



口頭審理における特別審理官の判定を不服として法務大臣へ異議の申出をする件数は、平成26年は3,596件で25年と比べ630件（14.9%）減少している（表33）。

（2）退去強制令書の発付

平成26年における退去強制令書の発付件数は5,821件で、退去強制事由別に見ると、不法残留が3,574件で、全体に占める割合は61.4%、不法入国の割合は12.6%となっており、いずれも25年とほぼ同様の比率となっている（表34）。

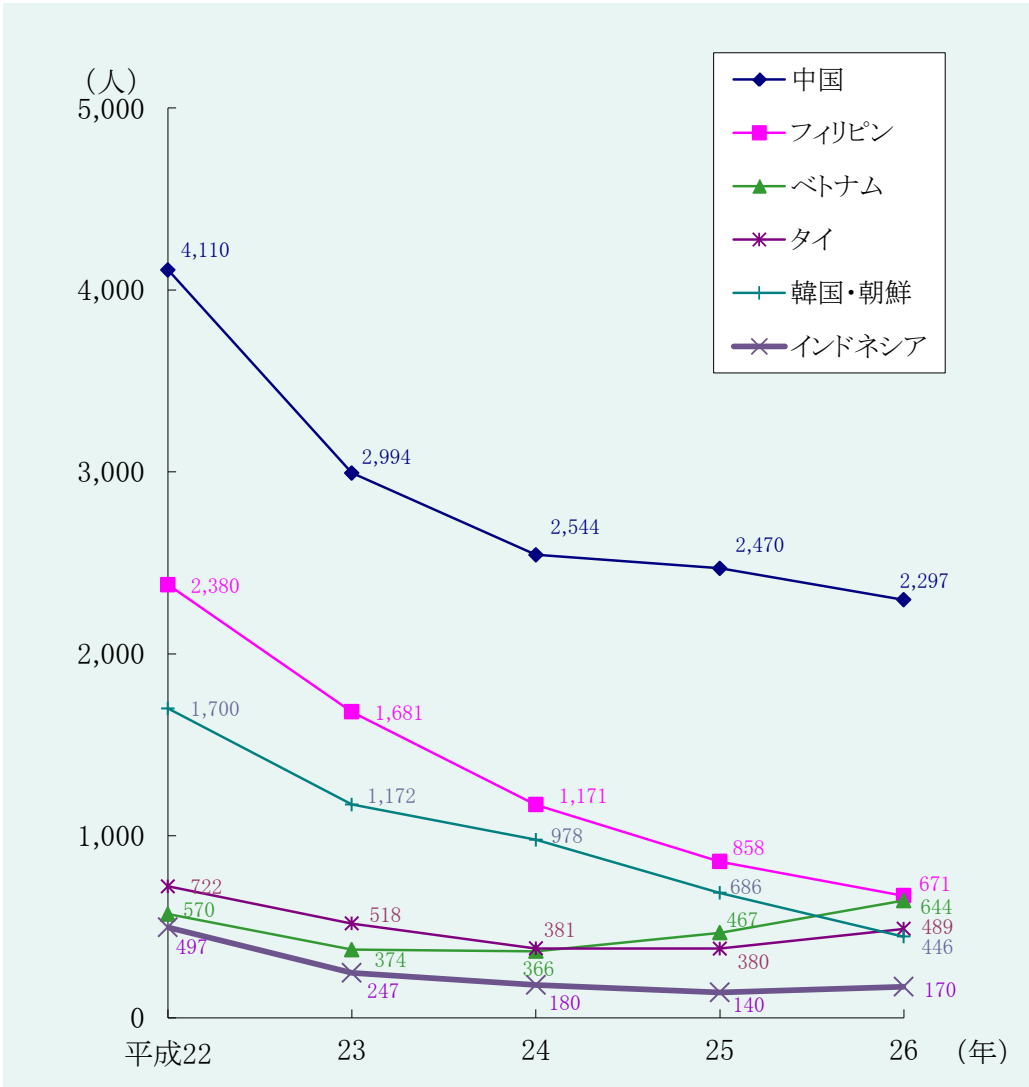
表 34 退去強制事由別退去強制令書の発付状況

(件)

退去強制事由	年	平成 22	23	24	25	26
総 数		13,277	9,348	7,329	6,425	5,821
不 法 残 留		8,665	5,588	4,270	3,907	3,574
不 法 入 国		2,956	2,014	1,430	1,001	733
不 法 上 陸		113	138	134	164	160
資 格 外 活 動		735	510	622	491	405
刑 罰 法 令 違 反		477	771	576	501	404
そ の 他		331	327	297	361	545

また、国籍・地域別に見ると、中国が2,297件で最も多く、全体の39.5%を占めており、次いでフィリピン671件（11.5%）、ベトナム644件（11.1%）の順となっている（図18）。

図18 主な国籍・地域別退去強制令書の発付状況



(3) 仮放免

平成26年中に収容令書により収容されていた者が仮放免された件数は1,293件で、25年と比べ217件（14.4%）減少している。また、退去強制令書により収容されていた者が仮放免された件数は926件で、25年と比べ345件（27.1%）減少している（表35）。

表 35 仮放免許可件数の推移

		(件)				
令書の種類	年	平成 22	23	24	25	26
		2,095	2,131	2,128	1,510	1,293
収 容 令 書 に よ る も の						
退 去 強 制 令 書 に よ る も の		1,012	1,062	1,137	1,271	926

(4) 在留特別許可

平成26年に法務大臣が在留を特別に許可した外国人の数は2,291人であり、25年と比べ549人（19.3%）減少している。

なお、在留特別許可を受けた外国人の多くは、日本人と婚姻するなど、日本人等との密接な身分関係を有し、また、実態として、様々な面で我が国に生活の基盤を築いている状況にある。

在留特別許可件数を退去強制事由別に見ると、平成26年は不法残留が1,643件（71.7%）で最も多い。次いで、不法入国・不法上陸の占める割合は9.7%となっており、不法残留、不法入国・不法上陸で全体の81.4%を占めている（表36）。

表 36 退去強制事由別在留特別許可件数の推移

(件)

退去強制事由 \ 年	平成 22	23	24	25	26
総 数	6,359	6,879	5,336	2,840	2,291
不 法 残 留	4,939	5,569	4,304	2,161	1,643
不 法 入 国 ・ 不 法 上 陸	1,044	827	491	270	223
刑 罰 法 令 違 反 等	376	483	541	409	425

平成26年に在留特別許可された者を国籍・地域別に見ると、中国421件（18.4%）、韓国・朝鮮286件（12.5%）となっている（表37）。

表 37 国籍・地域別在留特別許可件数の推移

(件)

国籍・地域 \ 年	平成 22	23	24	25	26
総 数	6,359	6,879	5,336	2,840	2,291
中 国	1,098	1,146	809	422	421
韓 国 ・ 朝 鮮	815	898	693	400	286
そ の 他	4,446	4,835	3,834	2,018	1,584

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

⑤ 送還の概況

平成26年中の被送還者数は5,542人であり、25年と比べ248人（4.3%）減少した。

国籍・地域別に見ると、中国が2,282人（41.2%）で最も多く、次いでベトナム627人（11.3%）、フィリピン616人（11.1%）、タイ483人（8.7%）、韓国456人（8.2%）の順となっている（表38）。

表 38 国籍・地域別被送還者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	13,224	8,721	6,459	5,790	5,542
中	国	4,266	2,997	2,389	2,284	2,282
ベ	ト	569	370	340	432	627
ナ	ム					
フ	ィ	2,439	1,552	972	796	616
リ	ピ					
ン						
タ	イ	726	479	317	400	483
韓	国	1,715	1,171	964	665	456
イ	ン	502	248	164	134	159
ド	ネ					
シ	ア					
ス	リ	419	196	141	93	123
ラ	ン					
カ						
ブ	ラ	226	204	143	102	76
ジ	ル					
ペ	ル	384	222	137	101	70
ー						
イ	ラ	174	140	126	105	53
ン						
そ	の	1,804	1,142	766	678	597
他						

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

送還方法は、送還費用を被送還者が自己負担する「自費出国」、帰国費用がないなどの理由により送還費用を国費で負担する「国費送還」及び被送還者が乗ってきた船舶等を運航する運送業者の責任と費用により送還する「入管法第59条による送還」の3つに大別される。



送還風景

表 39 送還方法別被送還者数の推移

(人)

送還方法 \ 年	平成 22	23	24	25	26
総 数	13,224	8,721	6,459	5,790	5,542
自 費 出 国	12,812	8,379	6,170	5,382	5,228
入管法第 59 条による送還	106	86	78	54	47
国費送還（個別送還）	291	231	191	208	203
国費送還（集団送還）	0	0	0	121	32
そ の 他	0	0	0	0	0
国際受刑者移送条約	15	25	20	25	32

（注 1） 「国費送還（集団送還）」は、日本政府の費用負担により民間機をチャーターするなどして被送還者を集団で送還したものである。

（注 2） 「その他」は、被送還者の所属国政府の費用負担により送還したものである。

（1）自費出国

被送還者のうち、自費出国した者は5,228人（94.3%）であり、平成25年と比べ154人（2.9%）減少している（表39、40）。

なお、入国管理局では、被送還者の旅券、航空券又は帰国費用等の送還に必要な要件が整い次第、速やかに送還しているところであるが、送還に必要な要件が整っていない者については、退去強制手続と並行して、当該外国人から日本国内又は本国の関係者等に連絡を取るよう指導し、帰国費用等の調達に努めさせたり、旅券を所持しない者については、入国管理局から在日外国公館に対して旅券の早期発給に係る申入れを行うなどして早期送還に努めている。

表 40 国籍・地域別自費出国による被送還者数の推移

(人)

国籍・地域 \ 年	平成 22	23	24	25	26
総 数	12,812	8,379	6,170	5,382	5,228
中 国	4,232	2,972	2,364	2,263	2,257
ベ ト ナ ム	564	363	331	424	608
フ ィ リ ピ ン	2,368	1,494	926	680	578
タ イ	717	473	312	339	467
韓 国	1,704	1,158	947	652	448
イ ン ド ネ シ ア	496	244	164	130	154
ス リ ラ ン カ	404	186	135	86	91
ブ ラ ジ ル	172	139	95	69	49
モ ン ゴ ル	149	88	46	48	49
イ ラ ン	142	123	114	101	48
そ の 他	1,864	1,139	736	590	479

（注） 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(2) 国費送還

入管法違反者の滞在期間が長期化し、滞在の態様も多様化しているところ、被退去強制者の中には、疾患を有する者、様々な理由で送還を忌避する者、帰国費用を調達することができない者等がいるが、これらの者のうち、平成26年中に個々の状況等を勘案して国費により送還した者は235人（4.2%）であり、25年と比べ94人（28.6%）減少している。

なお、平成26年中は、安全かつ確実な送還を実施するために、民間チャーター機により32人を送還している（表39）。

(3) 運送業者の責任と費用による送還

航空会社等の運送業者は、一定の要件の下で被退去強制者をその責任と費用により送還（入管法第59条による送還）しなければならない（注）が、その数は平成26年中は47人（0.8%）であり、25年と比べ7人（13.0%）減少している（表39）。

（注） 運送業者は、船舶等の長とともに乗員や乗客を掌握すべき立場にあり、入管法上、一定の責任と義務が課されているが、その一つとして、その責任と費用で一定の要件に該当する外国人を速やかに本邦外の地域へ送還することが義務付けられている（入管法第59条）。

例えば、上陸を拒否され退去命令を受けているにもかかわらず退去しなかったり、特例上陸許可を受けて上陸したものの、不法残留したりする外国人などの場合がこれに当たる。

コラム 入管行政の最前線から（送還業務担当入国警備官の声） （名古屋入国管理局執行部門：山田訓匡）

私は、入国警備官として、退去強制処分が決定し、退去強制令書が発付された外国人を送還する業務に従事しています。

具体的には対象の外国人に対して、退去強制令書を提示した上で、送還に必要な有効な旅券、送還先までの航空券及び荷物等の準備が整い次第、空港まで護送の上、航空機に搭乗させて、出国を確認するという業務です。被送還者が有効な旅券を持っていない場合や荷物、航空券を準備できない場合もありますが、そのような場合には、駐日大使館等へ赴き、帰国用の臨時旅券（帰国するために一度だけ使用することができる旅券）申請を行ったり、帰国費用の工面、関係者に対する荷物の手配依頼等、帰国するための準備を我々入国警備官が手伝うこともあります。しかし、なかなか関係者との連絡が取れなかったり、荷物の手配が大幅に遅れるなど、早期帰国を希望している人であっても、帰国準備を整えるのに苦労することが多々あります。



一方で、退去強制令書が発付された人の中には、送還されることを拒み、退去強制に応じようとしらない人も多数存在しています。そのような人に対しては、粘り強く面接を実施して自分の意思で帰国するよう説得を行い、帰国に対する不安や退去強制の障害となっていることを少しでも取り除くことが肝要です。私自身、面接では単純に職務上の会話だけにならないようにして、些細なことでも相手の話に耳を傾けるよう心掛けて、可能な限り、自発的に帰国するよう説得を続けます。それでも送還を拒む場合には、送還先の国まで航空機や船舶等を使用して入国警備官が護送し、現地の官憲に直接引き渡すこともあり、場合によっては、チャーター機により一度に多くの人を送還することもあります。また、一般の商用航空機や船舶を使用する際は、一般の乗客が同乗することや長時間の護送になるなど、色々な難しさが発生するほか、被送還者から抵抗を受ける可能性もあることから、どのような状況においても安全かつ確実に送還を達成できるよう、日頃から逮捕術等の訓練を行いつつ、護送官としての鍛錬を怠らないようにしています。

送還業務とは、退去強制手続の最終段階における重要な業務であり、送還が実現しない限り、退去強制令書が発付された人に対する手続は完結しません。私は、そのような重要な業務に従事しているのだという自覚を持ち、今後も適正に業務が行えるよう努力していきたいと思っています。

⑥ 出国命令事件

(1) 違反調査

平成26年に出国命令手続を執り入国警備官が入国審査官に引き継いだ者は2,587人で、入管法違反者数全体の24.2%を占めている。

ア 国籍・地域別

国籍・地域別に見ると、中国が1,283人（49.6%）で最も多く、次いでタイ310人（12.0%）、フィリピン225人（8.7%）、韓国214人（8.3%）、ベトナム196人（7.6%）の順となっており、これら上位5か国で全体の86.1%を占めている（表41）。

表41 国籍・地域別出国命令による引継者数（平成26年）

(人)

国籍・地域	適条	総数	24-2の3	24-4-ロ	24-6	24-6の2	24-7
総数		2,587	8	2,528	19	0	32
中国		1,283	8	1,266	4	0	5
タイ		310	0	307	2	0	1
フィリピン		225	0	208	5	0	12
韓国		214	0	213	1	0	0
ベトナム		196	0	191	0	0	5
インドネシア		81	0	76	5	0	0
モンゴル		60	0	58	1	0	1
スリランカ		28	0	28	0	0	0
米 国		25	0	18	0	0	7
台 湾		20	0	20	0	0	0
その他		145	0	143	1	0	1

(注) 表中「中国」には、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

イ 適条別

適条別に見ると、入管法第24条第4号ロ該当容疑が2,528人（97.7%）と最も多く、次いで入管法第24条第7号該当容疑が32人（1.2%）、入管法第24条第6号該当容疑が19人（0.7%）の順となっている（表41）。

(2) 審査

ア 事件の受理・処理

平成26年における出国命令事件の受理件数は2,587件であり、違反審査受理件数全体の22.2%に当たり、25年と比べ108件（4.4%）増加している。

出国命令対象者については、自ら出国を希望して出頭しているものであることから、入国警備官からの引継ぎ後、特に速やかに処理している。

イ 出国命令書の交付

平成26年に出国命令対象者であるとして出国命令書の交付を受けた者は2,592人であった。

これを国籍・地域別に見ると、中国が1,282人で最も多く全体の49.5%を占めており、次いでタイ310人（12.0%）、フィリピン224人（8.6%）、韓国・朝鮮214人（8.3%）、ベトナム203人（7.8%）の順となっており、上位5か国で全体の86.1%を占めている（表42）。

表 42 国籍・地域別出国命令書の交付状況

(件)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総 数		5,186	4,501	2,594	2,478	2,592
中 国		2,220	2,252	1,252	1,259	1,282
タ イ		229	139	109	135	310
フ ィ リ ピ ン		754	456	336	241	224
韓 国 ・ 朝 鮮		728	582	348	294	214
ベ ト ナ ム		189	189	92	118	203
イ ン ド ネ シ ア		183	146	90	102	81
モ ン ゴ ル		82	113	50	46	59
ス リ ラ ン カ		151	136	53	43	28
ペ ル ー		93	61	37	27	11
ブ ラ ジ ル		48	42	22	13	9
そ の 他		509	385	205	200	171

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(3) 出国確認

出国命令対象者は在留期限内に出国する外国人と同様、出国する空海港において外国人出国記録カード1通を入国審査官に提出し出国の証印を受けるとともに、入国審査官に自らの出国命令書を提出する必要がある。

第6章 難民認定業務等の状況

我が国は、難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、昭和56年に難民条約に、次いで57年には難民議定書（以下、難民条約と難民議定書を合わせて「難民条約等」という。）に順次加入するとともに、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきたところである。

その後も、より公正な手続によって難民の適切かつ迅速な庇護を図る観点から難民認定制度を見直し、仮滞在許可制度の新設及び難民審査参与員制度の新設等を含む改正入管法が平成17年5月16日から施行されている。

入国管理局は、難民認定制度を適正に運用するとともに、組織及び審査体制を整備強化するなどして迅速かつ適切な処理に努めている。

第1節 難民認定の申請及び処理

① 難民認定申請

平成26年に我が国において難民認定申請を行った者は5,000人であり、25年に比べ1,740人（53.4%）増加し、前年に引き続いて過去最高の申請数となった（表43）。

表 43 難民認定申請数の推移

(人)				
平成22年	23	24	25	26
1,202	1,867	2,545	3,260	5,000

申請者の国籍・地域は73か国にわたり、主な国籍・地域は、申請の多い順にネパール1,293人（25.9%）、トルコ845人（16.9%）、スリランカ485人（9.7%）、ミャンマー434人（8.7%）、ベトナム294人（5.9%）、バングラデシュ284人（5.7%）、インド225人（4.5%）、パキスタン212人（4.2%）、タイ136人（2.7%）、ナイジェリア86人（1.7%）、フィリピン82人（1.6%）、ガーナ70人（1.4%）、カメルーン70人（1.4%）、イラン68人（1.4%）、中国55人（1.1%）となっている。

また、申請者の申請時における在留状況は、正規在留が4,134人（82.7%）、非正規在留が866人（17.3%）であり、非正規在留者のうち、収容令書又は退去強制令書が発付された後に申請を行った者は684人（79.0%）となっている。

なお、申請者の20.4%に当たる1,019人が、過去に難民認定申請を行ったことがあり、このうち正規在留者は696人（うち、難民認定申請中であることを理由に付与された在留資格「特定活動」を有する者は90.2%）、非正規在留者は323人（うち、既に退去強制令書の発付を受けている者は81.1%）となっている。

② 難民認定申請の処理

平成26年における難民認定申請の処理は3,169人であり、25年に比べ527人（19.9%）増加している。その内訳は、難民と認定した者6人（注1）、難民と認定しなかった者2,906人、申請を取り下げた者等257人であった。

なお、難民条約等に規定する難民の定義には該当せず、難民として認定されなかった者についても、例えば本国の状況等により帰国が困難である者又は我が国での在留を認めるべき特別な事情がある等の特殊な事情がある者に対しては、諸般の事情を考慮した上で、出入国管理行政の枠の中で柔軟に対応しているところであり、平成26年は110人が在留を認められている（表44）。

表 44 庇護数の推移

(人)

難民		昭和 53 ～ 平成 21 年	22	23	24	25	26
	認定難民	538	39	21	18	6	11
	定住難民	11,319	27	18	0	18	23
そ の 他 の 庇 護		1383	363	248	112	151	110
合 計		13,240	429	287	130	175	144

（注1） 「認定難民」とは、入管法の規定に基づき、難民条約上の難民として認定された者の数である（難民不認定とされた者の中から異議申立ての結果認定された数を含む。）。

（注2） 「定住難民」とは、インドシナ難民（昭和53年4月28日の閣議了解等に基づき、ベトナム・ラオス・カンボジアにおける政治体制の変革等に伴い周辺地域へ逃れた者及び55年6月17日の閣議了解の3に定める呼寄せ家族として我が国への定住を認めたもの）及び第三国定住難民（平成20年12月16日の閣議了解に基づき、タイで難民として一時的な庇護を受けていた者で、第三国への定住を希望するものとして受け入れた者）であり、昭和53年から平成17年まではインドシナ難民、22年以降は第三国定住難民の数である。定住難民として受け入れられた後、条約難民として認定された者（認定難民）もあり、合計欄では重複して計上されている。

（注3） 「その他の庇護」とは、難民不認定とされた者のうち、入管法第61条の2の2第2項により在留特別許可を受けた者及び人道上の配慮を理由に在留が認められ在留資格変更許可等を受けた者の数である。

③ 仮滞在許可制度の運用状況

平成26年における仮滞在許可者は111人で、25年に比べ16人（16.8%）増加している。

仮滞在の許可の可否を判断した人数は901人であるが、許可されなかった者に係る主な理由は、

- ① 本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日）から6か月を経過した後に難民認定申請をしたこと…562人
- ② 既に退去強制令書の発付を受けていたこと…438人である（注2）。

（注1） 異議申立ての結果認定された者の数については、後記第2節2参照。

（注2） 1人の申請者について許可しなかった理由が複数ある場合は、その全てを計上している。

第2節 異議申立て

① 異議申立て

平成26年に難民の認定をしない処分等（以下「難民不認定処分等」という。）に対する異議申立てを行った者は2,533人であり、25年と比べ125人（5.2%）増加している（表45）。

表45 難民不認定処分等に対する異議申立数及び処理状況の推移

(人)

区分	年	昭和57 ～ 平成17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	総数
難民不認定		2,773	389	446	791	1,703	1,336	2,002	2,083	2,499	2,906	16,928
異議申立て (異議申出)		1,862	340	362	429	1,156	859	1,719	1,738	2,408	2,533	13,406
決定等	理由あり	32	12	4	17	8	13	14	13	3	5	121
	理由なし	1,425	127	183	300	230	325	635	790	921	1,171	6,107
	取下げ等	295	33	34	34	70	113	231	193	211	344	1,558

(注) 平成17年5月16日に施行された改正入管法により「異議申立て」手続が新設されたことから、同法施行以前になされた異議の申出は、施行後に「異議申立て」に読み替えられることになった。

② 異議申立ての処理

平成26年における異議申立ての処理は1,520人であり、25年に比べ385人（33.9%）増加している。その内訳は、異議申立てに理由があるとされた者5人（前年3人）、異議申立てに理由がないとされた者1,171人（前年921人）、異議申立てを取り下げた者等344人（前年211人）であった（表45）。

第3節 難民審査参与員制度の意義と運用状況

難民異議申立手続の公正性・中立性を図るべく、平成17年5月に難民審査参与員制度が発足し、法務大臣は、難民不認定処分等に係る異議申立てに対する決定に当たっては、難民審査参与員の意見を聴かなければならないものとされた。

難民審査参与員は、人格が高潔であって、難民認定に係る異議申立てに関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者から任命することとされ、国際連合難民高等弁務官事務所（U N H C R）、日本弁護士連合会、N G O等からの推薦を受けるなどして法務大臣が任命している。

法務大臣は、異議申立てを受けた全ての案件について、難民審査参与員の意見を聴かなければならないとされており、これに先立ち、異議申立人等がその意見を述べる口頭意見陳述及び、難民調査官や難民審査参与員が異議申立人等に対して質問をする審尋が行われている。

平成26年における難民審査参与員が立ち会った口頭意見陳述・審尋期日の開催回数は延べ1,015回である。

難民審査参与員は、口頭意見陳述・審尋期日の実施後、他の難民審査参与員と意見を交換した上、意見書を作成して法務大臣に提出する。

平成26年に難民審査参与員から意見書が提出された案件数は1,152件である。

第4節 一時庇護のための上陸の許可

一時庇護のための上陸の許可について、過去5年間（平成22年から26年まで）に236件の申請があり、18件許可している。

コラム 入管行政の最前線から（難民調査官の声） （東京入国管理局難民調査部門：山本裕美）

難民認定業務には、大きく分けて、日本政府に庇護を求める外国人からの難民認定申請に基づき審査を行う業務と、難民とは認定されなかったことに対する不服申立てを扱う業務の2つがあり、私が所属する東京入国管理局難民調査部門では、前者の業務を専門に扱っています。

難民認定申請数は増加の一途を辿っており、平成26年の新規申請数は、全国で5,000件に達し、平成24年に比べると約2倍となっています。当部門では、そのうちの約8割の申請を扱っています。

申請者の国籍は、ネパール、トルコ、ミャンマー、タイなどアジアを中心に中東、アフリカ諸国など多岐にわたっていることから、日々、内外の書籍、新聞、インターネットなどを通じて、最新の国際情勢や各国の法令等を把握する必要があります。

私たち難民調査官は、申請者と向き合い、申請者の申立てを詳細に聞き取るためのインタビュー等、「事実の調査」を担当しています。

申請者が話す内容は、難民認定手続において大切な証拠となるため、インタビューにおいては「聞く力」が重要となります。

申請者の国籍、言語、文化、宗教は多種多様であり、中には本国で拷問を受けるなど、平和な日本に生まれ育った私たちには想像もできない過酷な体験を経て、やっとの思いで来日したと訴える人もいます。そのような場合、申請者は、身体的・精神的に疲弊しており、また、インタビューに応じることでその辛い体験を思い出すことにもなりかねません。そのため、インタビューでは、申請者の様子に細心の注意を払うとともに時には雑談を交えながらリラックスした雰囲気を作るなど、申請者の不安を取り払いながら、慎重かつ真摯に話を聞くことを心掛けています。他方、申請者の中には単に日本での在留や就労を目的に難民認定申請を行う人もいることから、難民調査官には、申請者の申立ての中から真実を見極める力も必要とされます。

難民調査官としての職責の重みを忘れずに、今後も、真に庇護を必要とする人の声に耳を傾け、日々研鑽を積み業務に励みたいと思っています。



第7章 人身取引対策の推進及び外国人DV被害者の適切な保護

第1節 人身取引対策の推進

① 人身取引対策への取組

人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは人身取引が、その被害者、特に女性と児童に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復が困難であることによる。また、国境を越えて行われる犯罪であるため、国際社会の関心も高いものとなっている。

政府は、平成16年12月、関係府省庁において「人身取引対策行動計画」を、21年12月には犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2009」をそれぞれ策定し、これまで政府一体となった取組を推進してきたところ、より強力に総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、26年12月、同会議において「人身取引対策行動計画2014」を策定した。そして、平成27年5月には、人身取引対策関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」の第1回会合を開催するなど、現在、同会議を中核に関係府省庁が連携しながら人身取引対策への取組を進めている。

また、入国管理局においても「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係機関との協力体制を一層強化するなどして人身取引の防止に努めるとともに、潜在化している可能性のある人身取引事案を把握し、人身取引の撲滅と被害者の適切な保護に積極的に取り組んでいるところである。

② 人身取引被害者の保護

入国管理局では、人身取引被害者の立場に十分配慮し、被害者保護の観点から在留期間の更新や在留資格の変更を許可しており、また、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にある場合には在留特別許可を与えるなど、被害者の法的地位の安定化を図っている。

入国管理局が平成26年に人身取引の被害者として保護（帰国支援を含む。）の手續を執った外国人は9人（前年12人）となっており、国籍・地域別の内訳は、フィリピン7人（前年6人）、タイ1人（前年6人）及びルワンダ1人となっている。

なお、被害者9人のうち、在留資格を有していた者は5人（前年8人）、不法残留等入管法違反となっていた者は4人（前年4人）であり、入管法違反となっていた被害者全員について在留特別許可を行った（表46）。

被害者数は、入国管理局が統計を取り始めた平成17年に115人保護した後大幅に減少し、ここ数年は10人前後で推移しているが、これは、人身取引対策行動計画の下、政府一体となって対策に取り組んでいることや、同年以降に行った「興行」の在留資格に係る上陸基準省令の見直しや厳格な上陸審査の実施など人身取引防止・撲滅への取組が一定の効果を上げているためと考えられる（表47）。

表 46 人身取引の被害者数（平成 26 年）

(人)

国籍・地域	内訳	人身取引の被害者		合 計
		在留資格を有していた者	入管法違反者 (うち在留特別許可)	
フィリピン		4	3(3)	7
タイ		0	1(1)	1
ルワンダ		1	0	1
総 数		5	4(4)	9

- (注) 1 被害者は全員女性である。
- 2 在留資格を有していた者の在留資格別の内訳は、
 短期滞在 2 人
 日本人の配偶者等 1 人
 定住者 1 人
 家族滞在 1 人
 となっている。
- 3 在留資格を有していた者については、「日本人の配偶者等」の在留資格での活動を装わせて本邦に入国させられ、本来の在留資格に該当する活動を行わず、入国後に売春を強要されていた事案などがある。
- 4 在留特別許可した者の入管法違反形態は、
 不法残留 4 人
 となっている。
- 5 不法残留となる前の在留資格等の内訳は、
 短期滞在 2 人
 寄港地上陸許可 2 人
 となっている。

表 47 人身取引被害者数の推移

(人)

被害者数・内訳	平成 17	22	23	24	25	26
人身取引被害者総数	115	29	21	9	12	9
在留資格を有していた者	68	23	6	8	8	5
入管法違反者 (うち在留特別許可)	47(47)	6(6)	15(15)	1(1)	4(4)	4(4)

③ 人身取引加害者の退去強制^(注)

平成26年に、警察庁、法務省、最高検察庁、厚生労働省及び海上保安庁は「人身取引対策関連法令執行タスクフォース」を設置し、人身取引関連事犯の取締りを徹底すべく、一層の情報共有及び連携を図っているところ、同年に入国管理局が人身取引の加害者として退去強制した外国人は2人（前年1人）であり、その国籍はタイとなっている。

(注) 平成17年の入管法改正により、「人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者」が退去強制の対象（入管法第24条第4号ハ）となった。

第2節 外国人DV被害者の適切な保護

① 概要

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、人身取引事案と同様、人道的観点から迅速・的確な対応を求められている。

入国管理局では、DV被害者である外国人を認知した場合には、関係機関と連携して被害者の身体を保護を確実なものとする一方、DVにより別居を余儀なくされたり、提出資料の用意が困難な被害者からの在留期間更新許可申請や、DVを要因として在留資格の変更が必要となった被害者からの在留資格変更許可申請については、その立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案の上許可するなど人道上適切に対応している。さらに、DVに起因して不法残留等の入管法違反となっている被害者についても、十分な配慮の下、事案に応じ、在留を特別に許可するなどの人道的な措置を講じているところである。

また、平成20年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正法が施行され、これに合わせて法務省を含む関係府省で策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（注）を踏まえ、入国管理局では、同年7月に独自に措置要領を制定しており、DV被害者を認知した場合には、被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことに十分配慮し、心身の状況等に応じて適切に対処するとともに、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図るなど、一層の被害者保護に努めている。

② 外国人DV被害者の認知件数

入国管理局では、被害者の保護を第一とし、関係機関との連携を図りつつ、在留審査又は退去強制手続等において、被害者本人の意思及び立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案し、人道上の観点から適切に対応しているところ、平成26年中に、在留審査手続や退去強制手続の過程等において把握した外国人DV被害者は75人であった（表48、49）。

認知した被害者については、個々の事情を勘案し、そのほとんどについて在留期間更新許可や在留特別許可等を行った。

（注） 平成26年1月に更に同法律の一部改正法が施行され、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められたことを受け、同法施行に合わせて「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を定めている。

表 48 DV被害者把握状況（平成 26 年）

（人）

国籍・地域	認知状況	在留審査手続	退去強制手続	相談のみ	その他	合計
フィリピン		41	1	5	0	47
中国		7	0	1	0	8
ブラジル		4	0	3	0	7
ベトナム		2	0	0	0	2
韓国		2	0	0	0	2
ペルー		1	1	0	0	2
スリランカ		1	0	1	0	2
コロンビア		1	0	0	0	1
インド		1	0	0	0	1
インドネシア		1	0	0	0	1
ネパール		0	0	1	0	1
ロシア		1	0	0	0	1
総数		62	2	11	0	75

（注）表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

表 49 地方入国管理局別DV事案の認知件数の推移

（人）

年	地方局	札幌局	仙台局	東京局	名古屋局	大阪局	広島局	高松局	福岡局	計
平成 25 年		0	3	21	19	17	6	2	10	78
平成 26 年		0	3	16	31	7	10	0	8	75

コラム 入管行政の最前線から（人身取引対策担当職員の声） （東京入国管理局調査第二部門：酒井傑）

人身取引については、世界各国がそれぞれ対策に取り組んでいますが、我が国でも、平成17年の人身取引議定書の締結承認に伴い、入管法を含め、人身取引対策のための法改正を行い、関係府省庁が連携して政府一体となって対策に取り組んでいるところです。

私は入国警備官であり、所属する調査第二部門は、法違反外国人の摘発のうち、例えば、ブローカーの介在など背後関係の究明までを必要とする事案を専門に取り扱っていることから、人身取引に関する事案に接する機会があります。

これまでで最も印象に残っているのは、昨年（平成26年）発生した、日本人男性に金銭で売買されていた等のフィリピン人女性3人を保護した事案です。発端は、売買された一人のフィリピン人女性が、加害者の日本人宅から脱出し、在京フィリピン大使館に保護を求めたことでした。この被害者が他にも被害者がいるとの話をしたことから、警視庁と連携の上、その日のうちに、別のフィリピン人女性被害者を保護し、また、加害者の検挙に至りました。

普段、私は法違反者の取締りを主な業務としていますが、人身取引事案で最も優先すべきことは、被害者の保護であると考えています。人身取引は、外国人、特に女性が被害者となることが多い犯罪であり、入国管理局は、人身取引被害者の立場を十分に考慮しながら、被害者の希望等を踏まえ、在留特別許可などにより被害者の法的地位の安定化を図っていますが、そのための一番最初の手続を入国警備官が行うこととなります。異国の日本で人身取引被害に遭った外国人を保護し、適切な配慮や対応をすることができるのは、日頃から多様な外国人と接している入管職員ならではのこそと自負しており、この事案ではこれまで培った経験を十分に活かすことができたと思っています。

今後も入管職員として、予断を持つことなく着実に業務を遂行し、声を上げて助けを求めることができない、潜在的な外国人人身取引被害者の声に耳を傾けるとともに、確実な「被害者の保護」と「加害者の取締り」を両輪として、我が国における人身取引の撲滅や根絶を目指し職務に励んでいきたいと考えています。

